

## 第四十六回 参議院社会労働委員会会議録第十七号

(一九〇)

昭和三十九年三月三十一日(火曜日)

午前十一時三十二分開会

委員の異動

三月三十一日

辞任

山下 春江君 棚欠選任

出席者は左のとおり。

委員長 小林 武治君 鈴木 強君

理事 鈴木 強君

鈴木 光君

鈴木 高野 一夫君

鈴木 藤田藤太郎君

鈴木 柳岡 秋夫君

鈴木 加藤 武徳君

鈴木 路島 桂雄君

鈴木 紅露 みづ君

鈴木 佐藤 正利君

鈴木 丸茂 重貢君

鈴木 谷村 貞治君

鈴木 山下 春江君

鈴木 山本 杉君

鈴木 横山 フク君

鈴木 阿具根 登君

鈴木 藤原 道子君

鈴木 小平 芳平君

鈴木 村尾 重雄君

鈴木 林 埼君

鈴木 武治君

國務大臣 厚生大臣 小林 武治君

政府委員 法務省入国局長 小川清四郎君

厚生政務次官 砂原 格君

厚生大臣官房長 梅原 純正君

厚生省医務局長 尾崎 嘉篤君

厚生省業務局長 大崎 康君

厚生省社会局長 牛丸 義留君

厚生省児童局長 黒木 利克君

厚生省年金局長 山本 正淑君

厚生省医務局長 熊崎 正夫君

厚生省社会局長 牛丸 義留君

厚生省児童局長 黒木 利克君

厚生省年金局長 山本 正淑君

厚生省医務局長 熊崎 正夫君

厚生省社会局長 牛丸 義留君

厚生省児童局長 黒木 利克君

厚生省年金局長 山本 正淑君

厚生省医務局長 熊崎 正夫君

厚生省社会局長 牛丸 義留君

厚生省児童局長 黒木 利克君

厚生省年金局長 山本 正淑君

厚生省医務局長 熊崎 正夫君

厚生省社会局長 牛丸 義留君

厚生省児童局長 黒木 利克君

厚生省年金局長 山本 正淑君

厚生省医務局長 熊崎 正夫君

厚生省社会局長 牛丸 義留君

厚生省児童局長 黒木 利克君

厚生省年金局長 山本 正淑君

厚生省医務局長 熊崎 正夫君

厚生省社会局長 牛丸 義留君

厚生省児童局長 黒木 利克君

厚生省年金局長 山本 正淑君

厚生省医務局長 熊崎 正夫君

厚生省社会局長 牛丸 義留君

厚生省児童局長 黒木 利克君

厚生省年金局長 山本 正淑君

厚生省医務局長 熊崎 正夫君

厚生省社会局長 牛丸 義留君

厚生省医務局長 熊崎 正夫君

厚生省社会局長 牛丸 義留君

厚生省児童局長 黒木 利克君

厚生省年金局長 山本 正淑君

厚生省医務局長 熊崎 正夫君

厚生省社会局長 牛丸 義留君

厚生省児童局長 黒木 利克君

厚生省年金局長 山本 正淑君

厚生省医務局長 熊崎 正夫君

厚生省社会局長 牛丸 義留君

厚生省児童局長 黒木 利克君

厚生省年金局長 山本 正淑君

厚生省医務局長 熊崎 正夫君

厚生省社会局長 牛丸 義留君

厚生省児童局長 黒木 利克君

厚生省年金局長 山本 正淑君

厚生省医務局長 熊崎 正夫君

厚生省社会局長 牛丸 義留君

厚生省児童局長 黒木 利克君

厚生省年金局長 山本 正淑君

厚生省医務局長 熊崎 正夫君

厚生省社会局長 牛丸 義留君

厚生省児童局長 黒木 利克君

厚生省年金局長 山本 正淑君

厚生省医務局長 熊崎 正夫君

厚生省社会局長 牛丸 義留君

厚生省児童局長 黒木 利克君

厚生省年金局長 山本 正淑君

厚生省医務局長 熊崎 正夫君

まず、政府より提案理由の説明を聴取ります。小林厚生大臣。○國務大臣(小林武治君) ただいま議題となりました国民年金法及び児童扶養手当法について御説明申しあげます。国民年金法は、昭和三十四年の第三十一国会で成立以来今日まで数回の改正が行なわれ、現在では拠出年金の被保険者は二千万人、福祉年金の受給権者は三百万人を擁する制度に成長しているのであります。しかしながら、本制度の発展と内容の充実をはかるためには、なお一そろ努力しなければならないところであります。

また、児童扶養手当法についても、昭和三十六年の第三十九国会において成立して以来、手当額の引き上げ、支給制限の緩和等の改善が行なわれてきたのであります。国民年金制度と同様に、なお一そろ内容の充実を必要とするところであります。

今回の改正法案は、以上の趣旨のもとに、国民年金制度及び児童扶養手当制度につきまして、年金及び手当の支給の対象となる障害者の範囲を結核、精神病等の内科的疾患に基づく障害者にまで拡大することとともに、支給制限を緩和することによりまして、両制度の改善をはかることとしたものであります。以下、改正法案のおもな内容につきまして、国民年金に関する事項から御説明申し上げます。

○委員長(鈴木強君) ただいまより開会式を行ないます。國民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 会いたします。

第一に、障害年金等の支給範囲の拡大についてであります。これには二点ございまして、第一点は、障害年金及び障害福祉年金の支給の対象となる障害者に限られておりますが、これを拡大し、結核性疾患、非結核性の呼吸器疾患及び精神病に基づく障害者についても支給の対象としていたります。第二点といたしましては、母子年金及び母子福祉年金の支給の対象となる障害の子の範囲を、障害年金と同様に、内科的疾患に基づく障害者にまで拡げることといたしております。

第三に、支給制限の緩和についてであります。○國務大臣(小林武治君) ただいま議題となりました国民年金法及び児童扶養手当法の支給範囲につきましては、国民年金と同様に、結核性疾患、非結核性の呼吸器疾患及び精神病による障害児童にまで拡大し、手当を支給することができます。第二に、支給制限の緩和についてであります。○國務大臣(小林武治君) ただいま議題となりました国民年金法及び児童扶養手当法の支給範囲につきましては、国民年金と同様、受給者の扶養義務者の所得による支給制限の基準額を六十万円から六十五万円に引き上げることといたしております。

最後に、障害を理由とする年金及び手当の支給範囲の拡大に関する事項につきましては、昭和三十九年八月一日から施行し、公的年金と福祉年金の併給の緩和に関する事項につきましては同年一月一日から適用し、その他につきましては、公布の日から施行することといたします。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、手当の支給範囲の拡大による福祉年金の支給停止の基準額を扶養義務者に扶養義務者との所得による扶養親族がない場合の四十万円を基礎として以下その扶養親族数に応じて緩和することとしたしました。その結果、扶養親族が五人である場合は従前の六十万円が六十五万円に緩和されることとなるわけであります。第二点といたしまして、福祉年金の受給権者が、戦争公務により廃疾となつたこと等に基づき公的年金を受給している場合は、福祉年金の併給の限度となる額を七万円から八万円に引き上げることといたしております。

○委員長(鈴木強君) 次に、重度精神障害者の扶養親族が五人である場合の扶養親族数に応じて緩和することとしたしました。その結果、扶養親族が五人である場合は従前の六十万円が六十五万円に緩和されることとなるわけであります。受給権者が、戦争公務により廃疾となつたこと等に基づき公的年金を受給している場合は、福祉年金の併給の限度となる額を七万円から八万円に引き上げることといたしております。

○委員長(鈴木強君) 本日は、重度精神障害者の扶養親族が五人である場合の扶養親族数に応じて緩和することとしたしました。その結果、扶養親族が五人である場合は従前の六十万円が六十五万円に緩和されることとなるわけであります。受給権者が、戦争公務により廃疾となつたこと等に基づき公的年金を受給している場合は、福祉年金の併給の限度となる額を七万円から八万円に引き上げることといたしております。

○委員長(鈴木強君) 次に、重度精神障害者の扶養親族が五人である場合の扶養親族数に応じて緩和することとしたしました。その結果、扶養親族が五人である場合は従前の六十万円が六十五万円に緩和されることとなるわけであります。受給権者が、戦争公務により廃疾となつたこと等に基づき公的年金を受給している場合は、福祉年金の併給の限度となる額を七万円から八万円に引き上げることといたしております。

○委員長(鈴木強君) 次に、重度精神障害者の扶養親族が五人である場合の扶養親族数に応じて緩和することとしたしました。その結果、扶養親族が五人である場合は従前の六十万円が六十五万円に緩和されることとなるわけであります。受給権者が、戦争公務により廃疾となつたこと等に基づき公的年金を受給している場合は、福祉年金の併給の限度となる額を七万円から八万円に引き上げることといたしております。

当法案について、その提案の理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

政府は、かねてより、母性保健対策を講ずることにより精神薄弱児の出生を防止するとともに、不幸にして精神薄弱の状態にある児童につきましては、児童福祉法に基づく児童福祉施設の一環として、児童相談所による相談指導、在宅指導の助成等を行なうほか、精神薄弱児施設または里親制度を活用しての援護の措置を講ずることによつて、その福祉の増進をはかつてまいりましたところであります。しかし、これらの諸施策は、かかる児童の将来の自立のための保護特にその生活及び職業の指導に力点がおかれていたのであります。

今後、精神薄弱児の福祉の増進するためには、これらの児童が家庭において介護されている場合には、在宅指導を強化するとともに、特に重度を精神薄弱児の父母その他の養育者には、国のために保護特にその生活及び職業の責任において特別の手当を支給することにより、その福祉の増進をはかる必要があると考えられます。

かような家庭にある重度精神薄弱児について、国が一定の手当を支給する制度を設け、精神薄弱児対策に一步前進をはかりたいと存じ、この法律案を提出した次第であります。

次に、重度精神薄弱児扶養手当法案の内容について、その概略を御説明申します。

第一に、支給対象者の範囲であります。この手当は、日常生活において常時の介護を必要とする程度の精神薄弱の状態にある二十歳未満の児童を監護する父母またはその児童を養育する父母以外の者に支給することといたし

ております。ただし、その者が公的年金給付を受けることができる場合または一定額以上の所得がある場合などに

おいては支給しないこととしたとしてお

ります。

第二に、重度精神薄弱児扶養手当の額は、一月につき、監護しまだは養育する重度精神薄弱児一人当たり千円と

いたしております。

第三に、重度精神薄弱児扶養手当に

関する費用は、給付費及び事務費とも全額国庫で負担することとしたしてお

ります。

第四に、この法律の施行期日でありますが、昭和三十九年九月一日から施

行いたしますこととしております。

以上が重度精神薄弱児扶養手当法案の提案理由及び要旨ですが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げま

す。

○委員長(鈴木義君) 本日のところ、

本案に対する提案理由説明聴取のみにとどめておきます。

○柳岡秋夫君 当面、日本の国内にお

許します。柳岡秋夫委員。

○柳岡秋夫君 本件は、日本と韓国との間の問題となつておりますが、

日本と韓国の間に問題となつてお

ります。

○柳岡秋夫君 まず、厚生行政の中でも、日本の国籍

を持っておる者と、そうでないわゆる朝鮮人との間に、たとえば生活保護

人があななかに在住する人口の割合からしてお伺いをいたしまりたいと思

なり、あるいは社会福祉施設の利益の享受等について、どういうふうな差異と申しますか、すべて平等ではないと申しますか、その割合と申しますか、数

いうように思いますけれども、どうい

うような違いがあるのか、ますそろい

う点をお伺いしてまいりたいと思いま

す。

○政府委員(牛丸義留君) 日本の法律

の中で、特に厚生省関係の法律の中

で、朝鮮人、韓国人といわば、一般外

国人に対する待遇を日本人と異にして

いるものとしてないものと二つあるわ

けでございまして、異にしていないも

のをまず言いますと、それは被用者に

関する社会保険、健康保険なり厚生年

金なり、そういう被用者に関する社会

保険、それから一般的な社会福祉関係

の法律、医事、薬事、公衆衛生、環境

衛生関係の各法は、これは大体属地主

義といいますか、一般日本人と一般外

国人の間の待遇を異にしていない法規

でございますが、生活保護法なり国民

健康保険法、国民年金法、戦傷病者戦没者遺族等援護法といふような法律

は、これは一般外国人に対する待遇を

ございませんが、生活保護法なり国民

でございませんが、行政措置として同

じ處遇と異にしている法律でございま

す。

○政府委員(牛丸義留君) 生活保護法

の適用に関しましては、ただいま申し

上げましたように、法律上は日本人の

処遇と異にしている法律でございま

すが、在日の朝鮮人につきましては、こ

れは戦争中、あるいは戦前より日本人に

が、在日の朝鮮人につきましては、こ

れは戦争中、あるいは戦前より日本人に

ようございますが、出入国管理庁等のいわゆる外国人の登録によつて登録されているものが約五十七万二千人く

らいになります。

○柳岡秋夫君 そこで、厚生省から出

しておられます通牒によりますと、い

ま局長の申されましたように、戦時、

あるいは戦前からの居住者と、こうい

うことになつておあります。

字的にどういうふうになつております。

か、お聞きしたいと思います。

○政府委員(牛丸義留君) 生活保護法

の適用に関しましては、ただいま申し

上げましたように、法律上は日本人の

処遇と異にしている法律でございま

すが、在日の朝鮮人につきましては、こ

れは戦争中、あるいは戦前より日本人に

が、在日の朝鮮人につきましては、こ

れは戦争中、あるいは戦前より日本人に

が、在日の朝鮮人につきましては、こ

れは戦争中、あるいは戦前より日本人に

が、在日の朝鮮人につきましては、こ

れは戦争中、あるいは戦前より日本人に

が、在日の朝鮮人につきましては、こ

れは戦争中、あるいは戦前より日本人に

当分の間日本人と同様の取り扱いをしますと、そういう意味の当分の間でございます。

○柳岡秋夫君 そうしますと、いま政府が行なおうとするのは、いわゆる南北朝鮮、韓国との間の正常化の問題ですか、当然現在日本に在住をしておる朝鮮の中では、それそれ南あるいは北の国籍を持つておる方がおるわけです。したがって、もし国民の反対を押し切つて、政府が強引にこの日韓会議を成立をさせて韓国との間の国交が開かれるという場合には、いま申されましした朝鮮人のそれぞれの国籍によつて差異が出てきやしないかと、こういうふうに私ども考えるのですが、いま言ふうに私たちが考えるのですが、われたような生活保護の問題、あるいはその他の問題でも、そういう韓国と北朝鮮との国籍の違いによって差別が出てきはしないか、その辺はどうなんですか。

○政府委員(牛丸義留君)

これは、結局は日韓会議の中で韓国人の地位をどういうふうに、待遇をどうするかという問題との関連もございますが、しかし、私どもがいま考えておりますのは、日韓会議で、いわゆる韓国の国籍を持つておられる方々が永住権を取得されたにしても、これはあくまで外国人でございますので、生活保護の正規の適用は受けられない。要するに、從来と同じように、一般外国人に対する待遇の一つの行政例として生活保護の適用をするということです。なぜ日本人になると、日本人になるわけではございませんので、その点は從来と変わらない。それでは韓国人の国籍を持

たないその他の朝鮮人の人たちはどうなるかというと、これはやはり日本になります。

○高野一夫君

ちょっとと関連質問で、私が承知しておる点を申し上げて伺つ

てみたいのですが、私が承知しておる限りでは、在日の朝鮮人は南北合わせて五十八万八千人、そのうちの五十七万が韓国、残り九千九百が北鮮、不明が約八千か七千ある。それで、なぜ韓國系、それから例の在日居留民団とか朝鮮総連とか、いろいろ分かれておりますが、分けているかといふと、彼らの分け方は、南北だと分けているのは、その本籍による慶尚南道、あるいは慶尚北道、あるいは忠清、その本籍が三十八度線以北にある者は北朝鮮として朝鮮総連で扱つてある。それから、三十八度線以南に本籍を持つてゐる者は、居留民団で韓国人としての待遇を与えて扱つてある、こういうふうに私は調べて承知しているつもりですが、だから、登録に韓国人、北朝鮮の人民共和国系という登録よりも、本籍で分け、彼ら自身が本籍で分けている、こういうふうに聞いているのです。

○政府委員(牛丸義留君) これはこちらで認定するわけでございませんで、全く従来は出入国管理令によつて登録された一般外国人として登録をされおる、朝鮮人として登録されておるわけです。したがつて、日韓会議後これがどうなるかということは、これはまあ

会議の結果でなければわかりませんけれども、おそらく日本のほうでこれを認定するといふことは、これはないと思います。その点については。

○柳岡秋夫君 先ほどちょっと私も質

問しましたのは、結局いま在日朝鮮人の自由往来といいますか、その自分の本国に帰つたりするようなことが非常にきびしくなつております。韓国のかなりの国籍を持つておる者と、いわゆる北朝鮮の国籍を持つておる者との間に差別があるような印象を受けております。

○阿久根登君 関連して、その場合、生活保護を申請する場合は、日本のよ

ういう厚生省の所管の面でも、そういう差別がより出てくるのではないか、いろいろ危惧を持っておりましたので、先ほどのお話ですと、五十七万の国内に在住する外国人でございます。

○柳岡秋夫君 は、従来と同じように、当分の間、同様の手続をとるというような規定もございまして、また、一般外国人に対しては、その本籍による慶尚南道、あるいは慶尚北道、あるいは忠清、その本籍が三十八度線以北にある者は北朝鮮として朝鮮総連で扱つてある。それから、三十八度線以南に本籍を持つてゐる者は、居留民団で韓国人としての待遇を与えて扱つてある、こういうふうに私は調べて承知しているつもりですが、だから、登録に韓国人、北朝鮮の人民共和国系という登録よりも、本籍で分け、彼ら自身が本籍で分けている、こういうふうに聞いているのです。

○政府委員(牛丸義留君) これは私は

もの所管でもございませんし、在日のそういう外国人一般の登録をやつておられますのは、法務省の入国管理局のほうでござりますので、私あまり責任のあるそういう点の答弁はいたしかねます。

○柳岡秋夫君 先ほどちょっと私も質

問しましたのは、結局いま在日朝鮮人の日常生活についてどういうような把握を厚生省としてせられておりまして、これは厚生省の所管に入るかどうかわかりませんが、いずれにしておられます、そこで、在日朝鮮人のそういう生活の実態と申しますと、これは厚生省の所管に入るか

も、民生という面からも、在日朝鮮人の日常生活についてどういうような把握を厚生省としてせられておりまして、これは厚生省で出した生活白書なり――生活白書は違いますが、生活実態調査もやつておられますし、いろいろやられておると思うのですね。そういう中に、先ほどのお話をすると、まあ生活保護の面だけをとらえてお答えになつたと思ひますけれども、日本国民と一緒にすべどおられるのかどうかということなんです。いろいろあるでしょう。厚生省で出した生活白書なり――生活白

書は違いますが、生活実態調査もやつておられますし、いろいろやられておると思うのですね。そういう中に、先ほどのお話をすると、まあ生活保護の面だけをとらえてお答えになつたと思いますけれども、日本国民と一緒にすべどおられるのかどうかということなんですね。いろいろあるでしょう。厚生省で出した生活白書なり――生活白

書は違いますが、生活実態調査もやつておられますし、いろいろやられておると思うのですね。そういう中に、先ほどのお話をすると、まあ生活保護の面だけをとらえてお答えになつたと思いますけれども、日本国民と一緒にすべどおられるのかどうかといふことなんですね。いろいろあるでしょう。厚生省で出した生活白書なり――生活白

書は違いますが、生活実態調査もやつておられますし、いろいろやられておると思うのですね。そういう中に、先ほどのお話をすると、まあ生活保護の面だけをとらえてお答えになつたと思いますけれども、日本国民と一緒にすべどおられるのかどうかといふことなんですね。いろいろあるでしょう。厚生省で出した生活白書なり――生活白

書は違いますが、生活実態調査もやつておられますし、いろいろやられておると思うのですね。そういう中に、先ほどのお話をすると、まあ生活保護の面だけをとらえてお答えになつたと思いますけれども、日本国民と一緒にすべどおられるのかどうかといふことなんですね。いろいろあるでしょう。厚生省で出した生活白書なり――生活白

○柳岡秋夫君 朝鮮人の生活実情について全然厚生省として把握をしておらない、いわゆる日本国民と同様に考へてやつてある。しかば厚生省なり、

あります。

うな民生委員の手を通じて生活保護を申請されておるのか。それとも、韓国人なら韓国人、あるいは北鮮系なら北鮮系の民団を通じて申請をされておるのか。

また、もう一つお伺いしたいのは、この予算は、これは日本人を対象にした予算であるはずであるから、そうすると、これは日本人としての取り扱いをされておるとするのか。それとも、これは別ワクで考えられるのか、その点はつきりしないのですが、その二点をひとつ答えてください。

○政府委員(牛丸義留君) 韓国人につきましては、民生委員を経由するか、あるいは直接福祉事務所にいくか、これはもう日本人と同様に取り扱つておるはずでございまして、その点の差別はございません。それから、予算は、これは両方くるべき予算として計上されておるわけでござります。特に内ワクをもつてといふやうなものではございません。生活保護費として計上された予算の中で必要な経費を支出しておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 そうしますと、私は、朝鮮人を含めて、外国人というのは、生活保護ばかりでなく、健康保険、国保の問題もありますし、まああなたに直接関係ないかもしれませんけれども、たとえば厚生年金、失業保険、そういうものもございます。いま厚生省としては、日本に住んでいる人間として、日本の国民とあらゆる社会保険、社会保障について差別はしていない、こういうぐあいに理解しているわけですか。実際のものは自由になつておる、こういうことですか。

○國務大臣(小林武治君) それは先ほど局長が説明したように、もう日本国民と限定され法律があるんですよ。たとえば国民年金とか国民健康保険とか、いろいろものにははないけれども、本国民に限定していますから。厚生年金とか、あるいは健保とかいうものは、被用者はその適用を受けておる、こういうことです。一番頭著なものは国民年金ですね。国民健康保険、こういものは、法律では日本国民と、こう書いてあるので入つておらない。生活保護の問題は、従前から、これは日本人であつて長い間同様の取り扱いを受けてきて、そして日本本の在住者を対象として考えておりまます。そういうことで従前からの扱いをそのままにやつておる。それで、この費用等は、日本人だ外外国人だというのを組んでおるからして、その内訳は何でございません。それは日本人があなたの厚生省の言う皆保険か知らぬけれども、たとえば一つの部落があつて、五百人おつて、半分は朝鮮人、半分は日本人だ、との半分は市町村で自由だ、こうしたことになれば、このごろのように、国保が市町村体制を脅かさなければ運営できないような状態になつてくれれば、市町村としては、そういうめんどうなことはやめていただきましょうということに財政上の問題からなる。そうすると、日本この四つの島に住んでおる国民の全体の生活保護については、底上げはするけれども、貧乏と病気というものは日本のよくなところでは関連しておる。その病気の問題は市町村の選択権にまかしておくといふようなことは、形式上の理屈は言えても、實際上の理屈は通らぬぢやないですか。それはど

うなんです。

○國務大臣(牛丸義留君) 国民健康保険につきましては、いま大臣のお答えされたように、原則としては、これは市町村が選択できるわけですね。それで市町村が選択的に条例等で入れておる、こういうことです。しかしながら市町村が選択の自由があるといふのがおかしい。条例によつて準用するとか、何かかわる処置を講ずるというものがおかしい。条例によつて準用する、この点については、これはもう初めから排除されております。

○藤田藤太郎君 あなたのほうは皆保険をおつしやつておつて、条例によつて入つておる、とか入つていいといふということがおかしい。条例によつて準用するとか、何かかわる処置を講ずるという年金等については、これはもう初めから排除されております。

○藤田藤太郎君 それは、日本で日本国籍があるから、外外国人ではない。これは日本人であつて長い間同様の問題を上げていこうという趣旨に法理ではなつておる。それから、これはも、この人は国籍が違うから、外外国人だから市町村が選択の自由があるといふのは、それは日本の九千六百万の国民も、これはあなたの厚生省の言う皆保険とも、それがあなたの厚生省の言う皆保険です。そのため、これは日本の九千六百万の国民だけある。また、これだけふえるだろう、こういうことで全体に対して予算を組んでおるからして、その内訳は何でございませんから、あなたのお金も別はない、こういふことです。

○藤田藤太郎君 それじゃ国保は入つておらない。被用者の問題は、生産点でございますから、あなたのお金は差別されるでしよう。しかし、国保に入つておらぬから、あなたのお金も別はない、こういふことです。

○國務大臣(牛丸義留君) 国民健康保険につきましては、いま大臣のお答えされたように、原則としては、これは市町村が選択できるわけですね。それで市町村が選択的に条例等で入れておる、こういうことです。しかしながら市町村が選択の自由があるといふのがおかしい。条例によつて準用するとか、何かかわる処置を講ずるという

ことがあります。それはそれにかかるとかかぬとかといふのがおかしい。条例によつて準用するとか、何かかわる処置を講ずるという問題を言つておるわけぢやない。これは日本の九千六百万の国民だけある。また、これだけふえるだろう、こういうことで全体に対して予算を組んでおるからして、その内訳は何でございませんから、あなたのお金も別はない、こういふことです。

○藤田藤太郎君 それじゃ国保は入つておらない。被用者の問題は、生産点でございませんから、あなたのお金も別はない、こういふことです。

○國務大臣(牛丸義留君) それじゃ國保は入つておらない。被用者の問題は、生産点でございませんから、あなたのお金も別はない、こういふことです。

○國務大臣(牛丸義留君) それじゃ國保は入つておらない。被用者の問題は、生産点でございませんから、あなたのお金も別はない、こういふことです。

○國務大臣(小林武治君) それは国民皆保険といふのは、日本人が国民皆保険とあって、〔速記中止〕

であるということになれば、市町村は国保でもう非常に財源が苦しくて困つておる。だから、市町村の選択なら、そんなものはやめておこうといふことになつたら、残つた朝鮮の人は健康保険の医療制度の問題についてはどんなかつこうになるのか、これでは全体の自主的な皆保険の意義が生きてこないのじやないかといふことを私は言つた。これに対する御意見を承りたい。

○國務大臣(小林武治君) だからして御意見として承つて考えましょ、こういうことを申し上げております。これは御意見なんです、あなたの。

○藤田藤太郎君 いや、大臣の見解を

○國務大臣(小林武治君) まだ見解はわかれ検討しなければならぬから、わかれ意見を十分尊重して検討しましょ、こういうことを申し上げておる。

○阿具根登君 もう数年前になりますので、私もはつきりした記憶じやないで、質問申し上げました生活保護について外国人が対象になつておるかおらないかといふ問題では、対象になつておりませんと、だが、韓国は特に日本人であつたし、あるいはそりう時代もあつたので、これはやむを得ずやつておりますと、こういう答弁だつたのです。いまの御答弁では、これは当然その中に入つておるのだと、いう答弁なんですね。そうすると、生活保護の場合、これは全然それが入つておる。韓国人だから北鮮人だから、そんなことを考えておりません。日本人と同じです。そこまでいつ

ておられれば、国民皆保険で藤田委員が言うのに対して、これは市町村にまかせておるのはおかしいじやないか。生活保護の場合は全然そんなことを考へておらない、日本人と同じように考へております、予算も日本人と同じようになつております、こういうことで生活保護の場合は数年前に聞いたのは、予算は、外国人じやありません、外國人の生活保護という予算はとつておりません、日本人の生活保護です。しかし、私が数年前に聞いたのには、予算は、外国人じやありません、外國人の生活保護であります。しかし、私が数年前に聞いたのには、予算は、日本人として長い間おられました、いまおつしやるのだったら、国民皆保険でもその思想、その理論でいくらば、いま言われることは当たらぬならば、いま言われることは當たらぬのじやないか。当然これも日本人であつて、日本に永住権を持つておられるのだから、同じように国民皆保険の中に加えるべきですと、こう御答弁になれば私は理解できると思うのです。

○國務大臣(小林武治君) それは御意見であるから、承つて、ひとつ検討しましょと、こういうことで、いまはこうなつておる。しかし、こうあるべきだといふことは御意見なんです。だから、御意見は十分参考にして考えますよと、こういうことでありますけれども、みんながやっぱり全体の相互扶助に立つて部落とか地域で生活が行なわれ、生産も行なわれているわけですから、永住を持つておられる人もあるし、短期間の人もありますけれども、みんながやつぱり全体の相互扶助に立つて部落とか地域で生活が行なわれる、それは見解の相違だから、私は放すような答弁じゃ私は氣にいらぬわけです。それは見解の相違だから、私は現状としては入つておるほうが多いのではないかと思います。そういう大村の判断にまかして、ほとんどいま私は現状としては入つておるほうが多いのではないかと思います。そういう大村の御指導をやつておるんじやないか。こういう生活の実態に応じて、そこにいる多数の人を排除するといふわけにができるといふ道が開けておるわけにございませんから、これは結局は藤田先生御指導のように、市町村におけるとができるといふ道が開けておるわけにございませんから、これが実際には、もう少し精神をとつたらどうかという、こういう精神は、そういう選択権を地方自治体にまかすのじやなしに、もう少し精神をとつたらどうかという、こういう法律解釈を言つておる、そこのところ

○國務大臣(小林武治君) それと、もう一つの立場論で、それで、要するに国民健康保険法は排除しておるのじやない。そういうものもできると、こういう規定になつておるが、当然できることにするといふことは、これはひとつ立場論であります。それはそれで、要するに国民健康保険法は何とも言いませんけれども、そういう選択権が市町村にあるなら、それがまんべんなくいくように行政指導をされいかれるのがいいのじやないかといふ意見ですよ。立場論を言つておるが、そういうふうに私は考えておりませんが、そういうふうに私は考えておりま

ておられれば、国民皆保険で藤田委員が言うのに対して、これは市町村にまかせておるのはおかしいじやないか。生活保護の場合は全然そんなことを考へておらない、日本人と同じように考へております、予算も日本人と同じようになつております、こういうことで生活保護の場合は数年前に聞いたのには、予算は、日本人として長い間おられました、いまおつしやるのだったら、国民皆保険でもその思想、その理論でいくらば、いま言われることは當たらぬのじやないか。当然これも日本人であつて、日本に永住権を持つておられるのだから、同じように国民皆保険の中に加えるべきですと、こう御答弁になれば私は理解できると思うのです。

○國務大臣(小林武治君) それは御意見であるから、承つて、ひとつ検討しましょと、こういうことで、いまはこうなつておる。しかし、こうあるべきだといふことは御意見なんです。だから、御意見は十分参考にして考えますよと、こういうことでありますけれども、みんながやっぱり全体の相互扶助に立つて部落とか地域で生活が行なわれ、生産も行なわれているわけですから、永住を持つておられる人もあるし、短期間の人もありますけれども、みんながやつぱり全体の相互扶助に立つて部落とか地域で生活が行なわれる、それは見解の相違だから、私は放すような答弁じゃ私は氣にいらぬわけです。それは見解の相違だから、私は現状としては入つておるほうが多いのではないかと思います。そういう大村の御指導をやつておるんじやないか。こういう生活の実態に応じて、そこにいる多数の人を排除するといふわけにができるといふ道が開けておるわけにございませんから、これが実際には、もう少し精神をとつたらどうかという、こういう法律解釈を言つておる、そこのところ

○國務大臣(小林武治君) それと、もう一つの立場論で、それで、要するに国民健康保険法は排除しておるのじやない。そういうものもできると、こういう規定になつておるが、当然できることにするといふことは、これはひとつ立場論であります。それはそれで、要するに国民健康保険法は何とも言いませんけれども、そういう選択権が市町村にあるなら、それがまんべんなくいくように行政指導をされいかれるのがいいのじやないかといふ意見ですよ。立場論を言つておるが、そういうふうに私は考えておりま

ておられれば、国民皆保険で藤田委員が言うのに対して、これは市町村にまかせておるのはおかしいじやないか。生活保護の場合は全然そんなことを考へておらない、日本人と同じように考へております、予算も日本人と同じようになつております、こういうことで生活保護の場合は数年前に聞いたのには、予算は、日本人として長い間おられました、いまおつしやるのだったら、国民皆保険でもその思想、その理論でいくらば、いま言われることは當たらぬのじやないか。当然これも日本人であつて、日本に永住権を持つておられるのだから、同じように国民皆保険の中に加えるべきですと、こう御答弁になれば私は理解できると思うのです。

○國務大臣(小林武治君) それは御意見であるから、承つて、ひとつ検討しましょと、こういうことで、いまはこうなつておる。しかし、こうあるべきだといふことは御意見なんです。だから、御意見は十分参考にして考えますよと、こういうことでありますけれども、みんながやっぱり全体の相互扶助に立つて部落とか地域で生活が行なわれ、生産も行なわれているわけですから、永住を持つておられる人もあるし、短期間の人もありますけれども、みんながやつぱり全体の相互扶助に立つて部落とか地域で生活が行なわれる、それは見解の相違だから、私は放すような答弁じゃ私は氣にいらぬわけです。それは見解の相違だから、私は現状としては入つておるほうが多いのではないかと思います。そういう大村の御指導をやつておるんじやないか。こういう生活の実態に応じて、そこにいる多数の人を排除するといふわけにができるといふ道が開けておるわけにございませんから、これが実際には、もう少し精神をとつたらどうかという、こういう法律解釈を言つておる、そこのところ

○國務大臣(小林武治君) それと、もう一つの立場論で、それで、要するに国民健康保険法は排除しておるのじやない。そういうものもできると、こういう規定になつておるが、当然できることにするといふことは、これはひとつ立場論であります。それはそれで、要するに国民健康保険法は何とも言いませんけれども、そういう選択権が市町村にあるなら、それがまんべんなくいくように行政指導をされいかれるのがいいのじやないかといふ意見ですよ。立場論を言つておるが、そういうふうに私は考えておりま

ておられれば、国民皆保険で藤田委員が言うのに対して、これは市町村にまかせておるのはおかしいじやないか。生活保護の場合は全然そんなことを考へておらない、日本人と同じように考へております、予算も日本人と同じようになつております、こういうことで生活保護の場合は数年前に聞いたのには、予算は、日本人として長い間おられました、いまおつしやるのだったら、国民皆保険でもその思想、その理論でいくらば、いま言われることは當たらぬのじやないか。当然これも日本人であつて、日本に永住権を持つておられるのだから、同じように国民皆保険の中に加えるべきですと、こう御答弁になれば私は理解できると思うのです。

○國務大臣(小林武治君) それは御意見であるから、承つて、ひとつ検討しましょと、こういうことで、いまはこうなつておる。しかし、こうあるべきだといふことは御意見なんです。だから、御意見は十分参考にして考えますよと、こういうことでありますけれども、みんながやっぱり全体の相互扶助に立つて部落とか地域で生活が行なわれ、生産も行なわれているわけですから、永住を持つておられる人もあるし、短期間の人もありますけれども、みんながやつぱり全体の相互扶助に立つて部落とか地域で生活が行なわれる、それは見解の相違だから、私は放すような答弁じゃ私は氣にいらぬわけです。それは見解の相違だから、私は現状としては入つておるほうが多いのではないかと思います。そういう大村の御指導をやつておるんじやないか。こういう生活の実態に応じて、そこにいる多数の人を排除するといふわけにができるといふ道が開けておるわけにございませんから、これが実際には、もう少し精神をとつたらどうかという、こういう法律解釈を言つておる、そこのところ

○國務大臣(小林武治君) それと、もう一つの立場論で、それで、要するに国民健康保険法は排除しておるのじやない。そういうものもできると、こういう規定になつておるが、当然できることにするといふことは、これはひとつ立場論であります。それはそれで、要するに国民健康保険法は何とも言いませんけれども、そういう選択権が市町村にあるなら、それがまんべんなくいくように行政指導をされいかれるのがいいのじやないかといふ意見ですよ。立場論を言つておるが、そういうふうに私は考えておりま

かつておりまして、そのときの外国人の被保護者の総数は五万七千五百七十九人でございます。そのうち、朝鮮人が五万六千九百二人、その他の六百七十七人、先ほど六百七十七人と言いましたのはそのときの数字でございましたて、ちょっと前の五万九千の内訳ではございませんので、この点をちょっとと訂正させていただきます。したがいまして、その五万七千五百七十九人のうちの五万六千九百二人が朝鮮人、残りの六百七十七人がその他の外国人、これは台湾と、それから中国人、それから無国籍というようなものがその内容でございます。

○委員長 鈴木強君 それはあなたの戦前 戰中は朝鮮人が日本人であつて、戦争後独立したんですから、その人たちが日本にいる場合に適用する、これはいいと思うけれども、台湾、中国、無国籍といふもの、一体こういうのは答弁されたその他の外国人という項の中に私は入らないと思うのですがね。それから、一体日本人が外国に行つて困つていてる場合に、そういうふうな外国の例なんかはどんなものなんですか。

○政府委員(牛丸義留君) これはまだいま委員長御指摘のように、一般的の朝鮮人とは事由が違う点もございます。これは諸外国においても、その地に正當に入国して、そろとして生活に困つた場合には、その本に送還するか、あるいはその土地で当分の間生活保護のためなどをみると、いろいろな措置をやつております。日本もそういう意味の取り扱いをやつておる、それを使宜生活保護でみている、そういう例もございまして、この「その他」という中に

はそういうものは相当あるわけでござります。しかし、朝鮮人はそれとはまた別で、従来のいきさつで、法律的に適用外であるけれども、取り扱いは従来と同じ日本人と同様の取り扱いをしている、そういうふうな、二つはちょっと性質が違うわけでございます。

○委員長 鈴木強君 ですから、ぼくはもう一つ聞きたいのですが、そろす特に朝鮮人の場合は例外として認めておるわけでしょう、これは政策的に。そうすると、その他の外国人といふのは、法律解釈からいって、適用できないんじゃないですか。それはどういう解釈ですか。

○政府委員(牛丸義留君) これは立法院としては、そういう特別の法律をつくるということも考慮されるわけですが、私は、しかしながら、基本的にには生活、生存そのものの問題でございますので、そのため別な法律をつくるよりも、生活保護と、一つの制度がござりますから、その制度を運営していくことと、法的問題でございます。これは大体外國でもそういうふうな措置になつておるわけございまして、法的問題は、生活保護の適用——純粹な適用ではございませんが、それぞれの行政措置としてやることで従来やつてきておるわけでございます。

○藤原道子君 関連して、どうもわからぬことです。生活保護法は、外国人は法の適用の対象とならないのです。これが日本の間違つて、それを認めることでございません。ただ、取り扱いを生活保護と同じようにするということです。それが、それに基づく権利としてそれを認めるようなことでもございません。だから、私どもも検討しなければならないのが当然だというのも、その御意見だと、こういうことなんですが、どうぞお聞かせください。

○國務大臣(小林武治君) 私は知りません。これらは聞かなければ……。

○委員長 鈴木強君 大臣、不規則な発言はやめてください。

○藤原道子君 まじめな答弁をお願いいたします。

○國務大臣(小林武治君) 私は、いまそういうことがあるかないかも知りません。いまあなたからそういうことをお聞きしただけですぐに意見を言えと言われても、できることもできないこともあります。ところどころで、いまのことについては、私は意見を申し上げられません。

○藤原道子君 きょうの大臣の御答弁は不満足です。

なんかだつて生活保護法で当分の間これを使用するということで、内地人と何ら差別なく適用されているということになれば、これも同じじゃないかと思うんです。それは一体どういうことなんでしょうか。しかも、らい療養所にいる人々は身体不自由者なんです。同じ部屋に四、五人の人が同居している、同じ病状で同じ生活をしておる人々が、一人は障害年金の対象になつて千八百円支給されている。同じ病状でありながら、これがいただけなうするに、人道上からいっても非常な大事な問題だと思います。だから、生活保護の適用ができるならば、当然これも準用してしかるべきだと思いますが、それは一体どういうことなんですか。

○政府委員(牛丸義留君) 私は、権利として認められるべきだと思います。生きるに必要な権利として認められるわけですから、それは厚生行政ですからね。で、私は、これは大臣にお考えを伺いたい。非常に差別されていま大きな問題になつてゐるんですよ。それから、法で除外されているというならば、生活保護だつて同じなんだから。

○國務大臣(小林武治君) 用は可能である、こう思ひます。間題は厚生行政ですからね。で、私は、これは大臣にお考えを伺いたい。非常に差別されてしまひますから、年金を金は全然準用も適用もしておらない、このことありますから、年金をやるのこれが当然だといふことは、そういうことです。それから、法で除外されているというならば、生活保護だつて同じなんだから。

○國務大臣(小林武治君) それはもう私はほどから申し上げておる。国民党は、このことありますから、年金をやるのこれが当然だといふのはあなたの御意見だから、そういうことも考えられないですね。それが法律を直さなければできない。したがつて、あなたの御意見だと、こういうことなんですが、どうぞお聞かせください。

○國務大臣(小林武治君) 私は知りません。これらは聞かなければ……。

○委員長 鈴木強君 大臣、不規則な発言はやめてください。

○藤原道子君 まじめな答弁をお願いいたします。

○國務大臣(小林武治君) 私は、いまそういうことがあるかないかも知りません。いまあなたからそういうことをお聞きしただけですぐに意見を言えと言われても、できることもできないことがあります。だから、処遇だけは同じだ、こういう点でございまして、そこ

から、第二番目の、らい療養所の問題は、これは立法論でございますが、答弁が、あなたの御意見だから承つておきません。いまあなたからそういうことをお聞きしただけですぐに意見を言えと言われても、できることもできないことがあります。だから、処遇だけは同じだ、こういう点でございまして、

○藤原道子君 御意見だつて――大臣きょうどうかしておられますよ、答弁が、あなたの御意見だから承つておきません。これでは話にならないでしょ。現実に起きておる。それならば何處で、日本で酷使されて、その結果発病して入っている人もある。そういうことになります。らい療養所ですよ、岡山の療養所で、療養所当局がマイクを通じて、日本会議が成立すれば一人五十万円前後は支給がある。いまのうちに韓国人籍にしておくほうが有利じゃないかといふようなことを患者に勧奨している。それで患者は非常に動搖しておる。患者一人一人に、いまのうちに韓国人籍に変更しておけと、こういうことを行なわれておりますが、これも私の意見だから、あなたは聞いておくのをよろしく思います。

○國務大臣(小林武治君) 私は、権利として認められるべきだと思います。生きるに必要な権利として認められるわけですから、それは厚生行政ですからね。で、私は、これは大臣にお考えを伺いたい。非常に差別されてしまひますから、年金を金は全然準用も適用もしておらない、このことありますから、年金をやるのこれが当然だといふのはあなたの御意見だから、そういうことも考えられないですね。それが法律を直さなければできない。したがつて、あなたの御意見だと、こういうことなんですが、どうぞお聞かせください。

○國務大臣(小林武治君) 私は知りません。これらは聞かなければ……。

○委員長 鈴木強君 大臣、不規則な発言はやめてください。

○藤原道子君 まじめな答弁をお願いいたします。

○國務大臣(小林武治君) 私は、いまそういうことがあるかないかも知りません。いまあなたからそういうことをお聞きしただけですぐに意見を言えと言われても、できることもできないことがあります。だから、処遇だけは同じだ、こういう点でございまして、

○阿具根登君 大臣、少し勘違いされ  
て、私たちの発言が意見だとおつしやる  
けれども、そなじやないのです。先ほ  
ど牛丸局長に私が質問いたしましたよ  
うに、この前ここで質問したときに  
は、こういう問題じゃなかつたので  
す。もつと、たとえはそのころはたし  
か十万人ということだったのです、日本  
人の予算の中から国民の知らないよう  
に外国人の生活保護をやるのはおかし  
いぢやないか、これは別個に別ワクで  
やるべきだと、そういう意見が出たわ  
けです。それを、実は問題はそうだけ  
れども、実際は日本人と同じようなん  
だからこれでやつてもらいたいといふ  
ことだつた。それをいま牛丸局長は肯  
定されたから、その関連でいきます  
と、生活保護の場合も、実際の法律論  
からいくとおかしいぢやないかと、し  
かし、現実問題として、これは当然日  
本人と同じようにすべきだということ  
でやつておると、こうおつしやるな  
ら、国民健康保険でもその理論でなぜ  
いけないかと、国民健康保険でも、こ  
れは法律論からいくならば、これもだ  
めなんでしょうね。それを市町村に委託  
されて、そして市町村が認定した人は  
よろしい、ということになつていてるとす  
るならば、生活保護と国民年金と同じ  
性格の法律論を論争しておるのに、一  
方はそなじやうように、「一つの、何と  
いうのか、助成する手段がある、一方  
はそなじやないんだと、それがおかし  
いぢやないかといふことを言つてお  
るのですから、それは意見じやないです。  
厚生省の行政指導に国民年金と生

活保護について差異があるぢやない  
か、なぜ、その差異があるのですかと  
いうことを聞いておるのですから、意  
見じやないです。そこをはつきり言つ  
てもらいたい。

○政府委員(牛丸義留君) これはただ  
いま阿具根先生御指摘のように、法制  
的には同様の制度になつておるわけで  
ござります。なぜ生活保護だけがそな  
いいう措置をとつておるかといふところ  
がその問題でございますが、これは私  
どもの考えでは、生活保護といふの  
は、要するに外国人がその国に来て、  
そして生活するための最少の必要でご  
ざいます。したがつて、これに対しても  
は、法律では制度として排除している  
けれども、そういう臨時の措置をや  
るべきぢやないかといふのが一般外国  
人に対する生活保護を行政措置として  
やつておる理由でござります。で、朝  
鮮人に対するも、その点についての理  
由は同じでございまして、これは生活  
するための最少の必要なだけはみていく  
べきぢやないか、むしろ人道的な問題  
なり、国際相互間の信義の問題で、外  
国に行きましたも、日本もそういう措  
置をとられておるわけでございますか

○阿具根登君 健康保険は、  
○政府委員(牛丸義留君) したがいま  
じ程度の緊急度を持つておるといふ  
うに私どもは解釈していないわけでござ  
まして、その人の生活に困るとい  
うその点と、国民健康保険なり国民年  
金なりとは制度上の差はあるのぢやな  
いか、そういうことで生活保護だけ  
を、いまのような人道的な観点から、意  
見じやないです。そこをはつきり言つ  
てもらいたい。

○阿具根登君 そこで藤田君の疑問に  
お答えします。なぜ生活保護だけがそな  
いいうふうに、生活保護はそういうふうに  
やつておるけれども、健康保険のほう  
でも同じようにやつておるのぢやない  
かという答弁だつたけれども、いまの  
局長の話では、これとこれとは全然別  
個だと、こうおつしやるならば藤田君  
の疑問のようになる。これは市町村に  
おいては、少し財政が苦しくなれば、  
あなた方はみません、といふことができ  
るぢやないかといふわけなんです。そ  
うするとおかしいぢやないか。生活保  
護と健康保険で、病気につかつても医  
者にもかかれないので、といふことなど  
違つか。それをあなたのいまの解釈  
では、これは違つたが、病気になつた場  
合はみてやれぬ、たとえ市町村の情  
勢によつてはやむを得ぬ、こう割り  
切つていると、こうおつしやる、だか  
ら藤田君の疑問が起つてくるわけなん  
です。

○政府委員(牛丸義留君) いま病気の  
例が出来たわけでござりますけれども、  
病気になつた場合でも生活保護の医療  
補助をやるわけございまして、そな  
い点では、区別は、生活保護法、國  
民健康保険法とは緊急度の点について  
は私どもは差があるのぢやないかとい  
う点で、生活保護は特別にそなじやう外  
国人に対するも措置をしておるとい  
うことです。この制度の論議はいづれあらため  
がかかるとしておる中で、市町村に条例で  
選択権をまかしていくと、いろいろな  
問題についてもできるだけ市町村に  
加入するような角度で行政指導をいた  
したいとおつしやるのですから、それ  
なら大臣もそなじやうに理解され

ていますが、制度としてはそなじやう制  
度になつておりますけれども、市町村  
が条例によつて加入することができる  
ようない道は開かれておるわけでござ  
います。その点は、これは健康保険だ  
けの問題でございますが、他の制度と  
よろとくことになれば、朝鮮人に對  
しても入ることはできるわけでござ  
います。その点は、これは健康保険だ  
けの問題でございますが、他の制度と  
よろとくことになれば、朝鮮人に對  
してはやられておりません。条例に  
よつて市町村がその住民を全部入れ  
られるのが現実だと思います。そういう人  
が条例によって加入することができ  
る、そなじやうでござります。

○阿具根登君 そこで藤田君の疑問に  
お答えします。なぜ生活保護だけがそな  
いいうふうに、生活保護はそういうふうに  
やつておるけれども、健康保険のほう  
でも同じようにやつておるのぢやない  
かといふ答弁だつたけれども、いまの  
局長の話では、これとこれとは全然別  
個だと、こうおつしやるならば藤田君  
の疑問のようになる。これは市町村に  
おいては、少し財政が苦しくなれば、  
あなた方はみません、といふことができ  
るぢやないかといふわけなんです。そ  
うするとおかしいぢやないか。生活保  
護と健康保険で、病気につかつても医  
者にもかかれないので、といふことなど  
違つか。それをあなたのいまの解釈  
では、これは違つたが、病気になつた場  
合はみてやれぬ、たとえ市町村の情  
勢によつてはやむを得ぬ、こう割り  
切つていると、こうおつしやる、だか  
ら藤田君の疑問が起つてくるわけなん  
です。

○政府委員(牛丸義留君) いま病気の  
例が出来たわけでござりますけれども、  
いま地方自治体において赤字で困つ  
てゐるのは、所得のあるいい人だけはみ  
んな健保にとられてしまつたあとだか  
ら、その財政上こんなに困つてゐる。  
これを市町村がかかつておるわけでござ  
ります。この制度の論議はいづれあらため  
がかかるとしておる中で、市町村に条例で  
選択権をまかしていくと、いろいろな  
問題についてもできるだけ市町村に  
加入するような角度で行政指導をいた  
したいとおつしやるのですから、それ  
なら大臣もそなじやうに理解され

ていいわけです。私はそういうところを聞きたくなつてくるわけです。あまり問題を外には広げませんよ、この問題に限つてだけ。

○国税大臣（小林武・添君）よく御趣旨はわかりました。であるだけでもうな

○高野一夫君 法務省からお見えになつたので、私、確かめておきたいのです。ですが、実はきょう在日朝鮮人問題が出来まして、どういうわけで韓国系、北朝鮮系と分けるかと、こういう話が出た。そこで、私が調べたところによるると、総数が在日朝鮮人五十八万八千人、概略。そして南が五十七万、北が九千九百、さつと一万弱、北か南かわからんというのが約八千人、こういふらくな私は資料を持っておるのでですが、ところで、どういふわけで北と南に分けるかというと、三十八度線以南に本籍を持つてゐる者は韓國系として居留民団が扱う、三十八度線以北に本籍を持つてゐる者は朝鮮人民共和国系として朝鮮総連がめんどうをみて、そして不明八千人といふものは、どこに本籍があるかわらんもの、いわゆる不明が約八千、こういふらくな私は承知していいるつもりなんだけれども、それで間違いかどうか、確かにどうかということをさつき聞いたのですが、これは厚生省の所管でもないので、どこかそういう方面の確かなところで一応ただしておきたいということで法務省からおいで願つたことになるわけですね。そういう点について、はつきりした點を一応御説明願つておいたほうが、今後当委員会における朝鮮人問題の討議に非常に私は基礎ができると思う。

○政府委員(小川清四郎君) ただいまの御質問でございますが、私どもとい

たしましては、すなわち、入管行政の問題といったましては、この南北を区別するということにつきましては、一応外国人登録の面でつかまなければならぬのでござります。ただいま総数についても大体お話をございましたが、私どもが外人登録法上でつかんでおりますところは総数についてつかんでおりますので、そのうちで、外国人登録に国籍欄という欄がございますが、その欄の記載につきましては、終戦後、特に、旧、もとの外国人登録令に基づきまして一齊に登録をさせましたときには登録欄には「朝鮮」という記載で一本になつておつた次第でござります。ところが、たまたま昭和二十三年の八月に大韓民国ができまして、そのときに、当時総司令部に対しまして韓国政府のほうから強い要望がございました。その根拠は、大半が三十八度線以南に住所を持つていて、そのときに、に基づくものだらうと思いますが、そういうふうはつきりした者については、国籍欄を「韓國」ないしは「大韓民国」と書いてもらいたいという要望がございました。日本側といたしましては、「この「朝鮮」という国籍欄の記載はあくまで暫定的なものでございまして、それを「韓國」と書いたから韓国政府に属するというものじゃないといふたてますで、貫しておりますので、強く拒絶をいたしたのでござりますが、当時の状況で、覚え書きなども再三にわたつて出されたようでございまして、われわれといたしましては、本人の自由意思に基づいて、もし「韓國」と書きれば、窓口の市町村で「韓國」と書き

直してもよいということにいたしまして、たために、現在では国籍欄が「韓国」となっております者もござりますし、ないしは「朝鮮」そのままになつておる者もございます。入管行政上の取り扱いといたしましては、全然区別をいたしておりますが、おらないのでござります。したがいまして、在日朝鮮人の本籍地がどうなつておるかという意味合いにおきましては、ただいまお示しになつた大体そういうふうな数字だらうと思いますが、私どもは、その数字によりまして南と北を差別待遇をするという趣旨のものではございませんので、私どもの調べておるところは、韓国籍が大体どのくらい、朝鮮籍がどのくらいということしかお答えできないと思うでござります。大体の数字でござりますが、「朝鮮」と書いておりますが大体三分の一くらいでございます。それから、ただいま申しました手続に基づきまして「韓国」と書き直した者が三分の一程度でござります。

○高野一夫君 居留民団と朝鮮総連でも、自分たちは北に属するか南に属するかということに非常に重大な関心を持ち、双方ともそれぞれの立場を持つております。そこで、居留民団を調べ、朝鮮総連を調べて、三十八度線以南の本籍を持つている者と北の本籍を持つている者とを調べた数を総計したのが先ほど私が申し上げた結果なのです。そうしてその数字は、政府のほうでも、警察庁で調べてはいないのですが、私が申し上げた数字は、これはただばく然とした数字を申し上げたのでないで、相当根拠のある数字を申し上げたつもりなんですが、堂々と言えませんけれども。ですから、朝鮮総連でもはつきり調べて、自分たちがめんどろをみるべき在日朝鮮人というのはこれこれだと、北と南で。それを日本の政府のほうでもちゃんと把握をしておるのじやないかと思っているのですが、それはどうですか。法務省の入国管理のほうでおお一番わかっているのじやないかと思いますが。

○説明員(池上馨君) 実は、出身道別の統計といふものはござります。これは大体外国人登録が全部で五十七万、いまから約五年前の昭和三十四年に、当時の登録人数に基づいてその出身地別の統計をつくりまして、それが実はかなり古いで数字が変わつておりますので、本年またその現在の五十七万について内訳を調査すべく、作業の予定にはなつておりますが、それがまだできておりませんのですが、私が前に一ぺん調べたときのでは、三十八度線より北はだしか一万人くらい、残りの約六十万くらいが三十八度線以南の出

身というふうに一へん確めたことはございますが、ただいま手元には持つてきおりません。

○高野一夫君 これはとにかく、まあ最初の社会党側からの質疑からだいぶはすれときましたけれども、朝鮮の民主共和国といふものがあつて、大韓民国といふものはほつきり二つある。その在日朝鮮人がどつちかの国籍に所属すべきだ、日本人でない限りはどつちかに所属すべきでしょう。それを政府が把握せぬというのはおかしいじゃないですか。ちゃんと居留民団がつかんでいるのですよ、六十万なんという概算でなく、五十七万なら五十七万といふものは居留民団がつかんでいる、九千九百というのまで朝鮮総連がつかんでいる。どつちか不明だといふのは八千人ある。われわれはそこまで数字をつかんでいるのですよ。ですから、これがいま双方とも國交が回復していくにしても、やはりいま独立した国として政権をつくつてはいるわけですからね、北と南で。それで、日本人でない限り、在日朝鮮人、それなら北の朝鮮である南の朝鮮であるか、これははつきり区別して扱わなければならぬものでしよう、日本人としても。その統計は役所にありますよ。私は自分で調べたんじゃないのですよ、はつきりある。それで、学校だつてそうでしょ。初級、中級、高校、大学なりの北鮮系の学校、南鮮系の学校、はつきり区別しているじゃないですか。在日の教育機關でも、教員の数まで全部わかっている。それは入国管理局で一番つかんでおいてもらわぬと困るのじやないかなと思うのですがね。今後この朝鮮人問題は、いろいろな意味において

で、外務委員会はもちろん、いろいろな委員会で問題になると思うのです。が、その根柢の基礎が、はつきりした答弁が政府からなされないと、どうも北か南か、えたいがわからぬ、どちらが多いのだといふ。

○政府委員（小川清四郎君） 私どもがただいま申し述べましたのは、入管行政上、そういうふうな数字を調べることによりまして国籍をはつきりしなければならないかどうか、また、はつきりすることができるかどうかというふうな観点からお答え申し上げたのでござります。

外国人の国籍は、私ども日本側がこれを決定することにはなりませんで、あくまで本国の政府がこれをきめるわけでござりますから、ただいま平和条約効力によりまして、元日本人であつて、平和条約効力によつて日本国籍を失つたという状況において、国籍につきましては、ある意味において、必ずしもはつきりしていない状況といふまゝになつておるのをございます。もちろん国籍をはつきりするために、その後平和条約が発効と同時に、その前後にはつきりする交渉を始めたわけでござりますけれども、まだ十数年たちまして現在交渉中でござります。したがいまして、国籍を決定するのやはり日本国政府の問題ではございませんので、これはもう國際慣例上はつきりしておる次第でござりますから、そういう意味合いにおきましては、ただいまのような不安定な状況もある程度やむを得ないと思いました。ただ、民団と総連に所属しておるはまた別個の観点からされねばならぬ

字しか持ち合わしておりませんので、官から申し上げましたように、古い数字は今後の問題として検討したいと思ひます。

○委員長（鈴木強君） 速記をとめて。  
〔速記中止〕

○委員長（鈴木強君） 速記を起こして。  
○委員長（鈴木強君） 調査済み次第提出いたします。

○委員長（鈴木強君） 速記を起こして。

それから、厚生省に資料をお願いしましたのですが、先ほど他の外国人六百七十七名というのがございましたが、そのうち台湾、中國、無国籍と、こうおつしやいました。一体それが何名になつておりますか。同時に、本国送還か、あるいは生活保護か、こういう点で行政的にやられているそなうですけれども、一体この実態がどういうふうになつておるのか。何年間くらい同じ人がそういう保護を受けっぱなしで、本国にも帰れなくて、日本でやむを得ず生活保護をやつてゐるか、そういう具体的なものを、文書でもいいですか。

○説明員（池上勇君） 北鮮に帰還したしました総数は、昭和三十四年の十二月の第一次船以来、本年三月二十二日までの百十五回まで出ておりますその総数は八万一千七十三名になつております。さらにその内訳を申し上げますと、朝鮮人が七万四千六百十六名、それから日本人が六千二百八十九名です。たゞ、その内訳は、まだ百十五回の内訳の報告がまつておらずませんので、百十四次船までの出国者の内訳を申し上げたわけですが、その場合に、朝鮮人が七万四千六百十六名、日本人が六千二百八十九名。それから、それではこの出国した朝鮮人の国籍をどういうふうに確認しておるかと申し上げますと、これは本人が持つている登録証明書が、現在のところ、唯一の証明文書でござりますので、登録証明書で朝鮮人であるということを確認しているだけで、それ以上に、さ

るとして、現在のところ、朝鮮の人が日本に居住地を求めて入國するといふに住居をいま持つて日本で生活しているというふうに解釈していいわけですね。

○政府委員（牛丸義留君） 結局登録票がどういうふうにして下付されるかと、いう問題にかかっているわけでござりますので、先ほどの入國管理局からの御答弁のように、終戦後は原則としてそのままのふうなものを認めていないといふふうなことでござりますので、それで符節が一致しているといふふうに御理解願いたいと思います。

○柳岡秋夫君 入國管理局に重ねてお尋ねしますけれども、そろすると、終

しては、その数字を必要とする場合に是もろん調べ得るわけでありますけれども、目下のところ、ただいま参事

現在の日本に居住している朝鮮人の国籍の問題についてお答えがあつたわけございますが、詳細をつかんでおられないというようなことでござります。

○柳岡秋夫君 終戦後、いわゆる戦争が終わってから日本に入国した朝鮮人の数を把握いたしておりますか。

○説明員（池上勇君） 非常に往来が激しく、この前、第何次かにわたりまして、一応帰國をいたしておる事実があるわけでござますが、そういう帰国にあたつて、やはりその国籍が全然把握できません。本人の自由意思によってそういうことがなされたということになると、やはり問題があるうちかと思うのですけれども、そういうこととの関連は一体どうなつておるんですか。

○政府委員（牛丸義留君） まあ形式論から申しますと、入管の登録を受けて

いる者だけが生活保護の適用になるわけでございますから、ほとんど大部分は従来から日本におつた人だと思いま

す。しかし、私どもはそういうことじやなくして、入管命令に基づいて登録を受けているかどうか、

結局そこを基準にしまして、登録票を

上げた数字は、すべて一時入國者が三十八度以北であるか以南であるかと、いったような調査は全然いたしておりません。

○柳岡秋夫君 厚生省にお尋ねしますが、先ほど問題になつておりました生활保護の適用者、これはいわゆる戦時中といいますか、終戦まで日本にいた人、それで引き続いている者について適用をしているということで、いわゆる戦争後日本に入國をして、そして生活に困つてこの法の準用を受けていらっしゃる、そういう方はこの中に含まれておらないのかどうか、そういう点はおわかりになりますか。

○説明員（池上勇君） 非常に往来が激しくために、必ずしも正確な統計はとっておりませんのですが、昭和三十一年から六年が年間に新規に日本に入つて来た朝鮮人、その数は三十一年度が七百七十六名、三十二年度が二千百二十四年が八千三百一十六名、そし

たれから三十年が四千四百五十二名、三十六年が六千五百五十名となつてお

りますが、その後の統計がまだでき上がりになつておるわけでございます。その結果がつておりませんので、現在までのところ、大体四、五千名の者が最近は韓国から新規に入つて來ている、こういうことになるわけでございます。その結果がつておりませんので、現在までのところ、大体四、五千名の者が最近は韓

國から新規に入つて來ている、こうい

うのことで、実は非常に困つておるわけ

であります。

戦後は一切そういう朝鮮人の登録は認められておらない、そうした人は一人もいないことなどございます。

○説明員(池上勇君) 外国人登録法の規定によりますと、六十日をこえて日本に在留する外国人はすべて登録するといふことになりますから、いま申し上げた戦後に入つて来た朝鮮人でも、六十日をこえて日本にいる場合には登録するということになつてあります。

○柳岡秋夫君 そこで、まあそういう入国管理局のほうのお答えですから、厚生省のほうとしては、ただ登録のそほの証明書があれば、困つておれば生活保護法を適用すると、こういうことになつておりますから、何人かその数はおわかりにならないけれども、含まれているというふうに解釈できるわけでありますね、その点はわかりました。

それで、先ほど私が、その朝鮮人の生活実情についての調査はどうなつておるのかといふことにつきまして、局長のほうから、朝鮮人は一切含めないでいろいろ調査をしておる、こういうお答えでございました。にもかかわらず、この生活保護の適用者の中には朝鮮人も一切含めておるということです。

○藤原道子君 午前中の質疑の中では、国民健康保険は法律では除外されてい

日本の国民だけの調査によつて出している、そして朝鮮人のほうは一切調査の中に入れないで、それで生活保護の予算なり人數をはじき出すといふことかと思うのです。日本人と同じように扱つておるのだといふことが再三言われておるわけですから、当然全体の実態調査をして、その上でやらないとかと思つては、私はちょっとおかしいのじやない

先ほど阿具根先生が言われたように、何か日本の生活保護を受けられるようない人も、そのきびしい規制によって落としてしまつて、そうしていわゆる数字の関係ですね、予算のワクの関係で落ちてしまつて、そういう点はどうですか。

○政府委員(牛丸義留君) 問題は二つあるわけでございまして、法律上のたてまえは午前中において申し上げましたとよくなたてまえになつておるわけでございます。しかし、実際は、在日朝鮮人に對しては生活保護の取り扱いをやつておるわけでございますので、したがつて、予算の編成その他につきましては、午前中の被保護者総数、たとえば三十八年の十一月の百七十四万六千五百五十八名といふものは、これは朝鮮人で生活保護を受けておる者も含め

るけれども、地方地方で条例等でやつておるわけですね。ところが、私、国民健康保険法のたしか第六条だと思いますが、第二章の第六条に適用除外といふ規定がございます。それの第八号に「国立のらい療養所の入所患者その他特別の理由がある者で厚生省令で定めるもの」という規定がございまして、原則としては、第六条といふものは、これは適用除外を列挙しておるわけでありまして、そして、その第八号で国立のらい療養所の入所患者を例示して、その他特別の理由ある者で厚生省令で定めるものは除くと、こうなつております。この規定を受けまして、国民健康保険法の施行規則の第一条の第二号に、これ以外に結局どういうものが除外されるかといふことで、「日本の国籍を有しない者及びその者の世帯に属する者」というものを除いております。「ただし、日本国との条約により、日本との國籍を有する者に対する制度を定める法令の適用につき、内国民待遇を与えることを定めている国及び条例で定める國の國籍を有する者及びその者の世帯に属する者を除く。」と、結局施行規則の

一つは、条例で定める国籍を有する

ままではうり込んできました。監禁し

て治療があと回しなつたような事例がたくさんあるわけなんです。ところが、今日では、らいは伝染病であるうような法律の仕組みになって、実際を除外しているというはどの条文にありますか、これないんです。それをまず伺いたい。

○政府委員(牛丸義留君) 国民健康保険法のたしか第六条だと思いますが、

○藤原道子君 本法には、結局市町村に住む者という規定になつておるのであります。ところが、施行規則で、省令で

お定めになつたことは私も承知いたしましたが、省令のほうが上回るの

やつておるわけですね。ただし、もつとぜひ考えてほしいと私は考えておりましたが、まああなたにそれを聞くのはどうかと思うのですけれども、ぜひそういうところから私は出てきはしないか、こういう疑問を持つわけです。

これはどうなんでしょう。ということになれば、私は、そうした本法の中にならぬ規定でござりますから、それとまた何といいますか、そういう便法で地方

地方でやるといふようなことになる

と、まことに混乱が起るので、これではむしろこの本法にござりますようございます。この規定を受けまして、国民健康保険法の施行規則の第一条の第二号に、これ以外に結局どういうものが除外されるかといふことで、「日本の国籍を有しない者及びその者の世帯に属する者」というものを除いております。「ただし、日本国との条約により、日本との國籍を有する者に対する制度を定める法令の適用につき、内国民待遇を与えることを定めている国及び条例で定める國の國籍を有する者及びその者の世帯に属する者を除く。」と、結局施行規則の

第一条の第二号で、日本の国籍を有しない者は適用除外するのだということを定めていますから、その例外として、條約で内国民待遇を与えておる者、そういう国は、向こうがそういうことを

やつておるときはこちらもやる。もう間の見込みを立てます場合には、すべ

てを含んでその伸びを考えていくと、こういう予算の立て方をしておりま

ます。内ワクで外国人を特別扱いする、そういうふうな予算上の立て方な

り取り扱いは一切やっておりません。

合の調査は、全部日本の国籍を持つた

年金が適用できないのであります。

そういうような方々についても、もしできますれば、同じ取り扱いをいたしまして、できるだけさらに予算の範囲内で差を縮めるよう努力はいたしていきたい。こういうふうに考えておりまます。

○藤原道子君 それは不自由者年金で特別な若手の手当が出ておりますが、

今度の場合でも、日本人の場合三百円上がつておるが、朝鮮人の場合は百円、こういうふうなことで、非常に悲し

がつておりますから、できるだけ愛情ある特別の措置でござりますか

ら、やろうと思えばできると思います。そういう点もぜひ考えていただきたい。

さらには、けさほどちよつと触れましたけれども、岡山療養所で、日韓会談が成立すれば一人に五十万円ぐらいの

支給ができるのだ、だから、いまのうちに韓国籍にしておくほうが有利だと

いうようなことがマイクで放送されただ。それで患者が非常に動搖してしま

う。また、一部におきまして、会談が終結したならば、軍属として、あるいは軍人として、徴用者としていままで

の日本のために働いてきたのだから、韓国籍になるならば、軍属、徴用者等に対する恩給付が与えられるのだと

いうような、希望を持たせるような話がされておる。こういうこととの運動

があるやに聞きますので、まさか厚生省当局としてそういう指示があるとは私は思いませんけれども、そういうこ

とが事実行なわれているとすればたいへんな誤解を招くのじやないか、こう考えますが、それに対して何か聞いておいでになりますか。そういう指示を

した覚えはありませんといふことになります。この点をお伺いしておきます。

○政府委員(尾崎嘉蔵君) 午前中の藤

原先生の御質問の中にそういうよ

ういたしましたような状態でございま

して、われわれのほうから指示したと

いうよろなことは全然ございません。

直ちに休憩中に岡山のほうに電話で問

い合わせてみたわけあります。岡山

といふ先生のお話だけで、ちょっとわ

かりませんでしたが、おそらく、らい

いふうなことについて放送を流した

ことがあります。

なお、日韓会談についての放送の申

し込みが患者自治会のほうからあつた

という、これは事実のようございま

す。しかし、それも向こうの自治会の

ほうから、理由は言いませんけれど

も、都合で取りやめてきたというの

で、患者関係からも放送をやつたとい

うよろなことはない。したがいまし

て、どういうふうなことを放送しよう

としておつたかといふ内容もわからな

い、こういふうな回答でございまし

て、先生のお話のようなことは、ちょつ

と底務課長は承知いたしていないのでござりますが、もし場所、時日といふ

よろなことをお漏らし願えれば、私ども再度取り調べてみます。

○藤原道子君 このことは、発言した

以上、重大でござりますから、私のほ

は、いま会談が急速に進められておりま

す。

○柳岡秋夫君 この問題につきまして

は、その点を

お伺いいたします。

○委員長(鈴木強君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○藤原道子君 医務局長にお尋ねいた

します。昨日の午前六時十分ころに伊

丹の常岡病院で火災が起きました。

新聞が報ずるところによれば、九名の

死者を出したといふことございます。

が、その実情をまずお伺いしたい。

○政府委員(尾崎嘉蔵君) ただいま藤

原先生のお話をございましたように、

三十九年三月三十日の午前六時三十分

に兵庫県伊丹市行基町にござります

常岡病院、ここで火事がございました

九名の方がなくなり、三名の負傷者を

出しましたこと、はなはだ申しわけな

く、また、犠牲になられました方に対

しまして、はなはだお氣の毒に思って

おります。お次第でござります。

○説明員(池上英君) 私も、実は日韓

会談の在日韓国人の法的地位の委員会

に顔を出しております関係で、ただい

まの御質問、要望にお答えするつもり

ですが、現在一番新しいデータは、昭

和三十八年の十二月末現在で朝鮮人

総登録数が五十七万三千二百八十四名

です。結局昭和三十四年の四月現在の登

録者を見ますと六十万七千五百三十三

名、こういうことになるわけござい

ます。

○委員長(鈴木強君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○藤原道子君 私も、実は日韓

会談の在日韓国人の法的地位の委員会

に顔を出しております関係で、ただい

まの御質問、要望にお答えするつもり

ですが、当月は二十六名の在院患者があつ

たということござります。朝五時

二十分ごとに外科の外来患者が、これ



のおつしやるように、まことに相済ませんことだと思いませんが、注意をいたしております。のど元過ぎれば熱さを忘れるといふようなことがござりますが、ほんとうにそうしたできことがあります。た瞬間に、非常に各地域とも注意をしてくださるのであります。日がたちますと、たいていおろそかになります。ちなのであります。とりあえず、局長通達で、各地の衛生部長に嚴重な警告をさらに強く通達しておるよう次第であります。

○藤原道子君 やめようと思ったのですが、いまの政務次官の答弁で納得がいかません。医療行政は厚生省が担当しているのでしよう。どうでしよう。どうであろうと、あまり強く監督すれば問題が起きる、医師会がこわいのですか。私は人命尊重が優先すると思う。注意してもやらないところは何回注意してもいいじゃないですか。いま日本委員が言われたように、ベルもこわれていたというのですが、避難設備も十分でなかつたから、階段の入口まで出産後間もない人が赤ちゃんを抱いてそこまでのがれて、そこで死んだ。しつかり産婦さんが子供を抱いてそれで階段の入口で死んでいたというじゃないですか。こういうことを起しているのに、のど元過ぎれば熱さを忘れるなんてのんきなことを言つていられない。もつと真剣に考えてもらいたい。私が間違つているかどうか知りませんが、医療の元締めはおたくなんです。厚生省がよほどの決意をもつて指導しなければ、国民は何で生命を守つてもらえるか、もう一べんお答えください。

○政府委員(砂原格君) 私の申し上げることは、もちろん人命を尊重するところにおいて、決して厚生省がのんきな扱いをしておるといふものではありません。もちろん開業医に対しても、いろいろな面から、建物が十分でないものに対する補修の要求その他をいたしております。けれども、今回の問題の起こりましては、それぞれ厚生省のほうから適切な月以降にも病院の調査を行つておるはずでございます。そこまで注意はいたしておりますので、ただ、遺憾ながら、注意を十分勧告いたしました。それが履行されていなかつたということは実際に遺憾なことでございますが、今後も処置をとつていただきたいと考えております。

○村尾重雄君 いまの常岡病院の出火なんですが、私立病院の今後について、その他の緊急な場合の訓練など、いかものをいま少し嚴重に監督すべきであると思います。それから、要員を十分に補充すべきであると思うのですが、きのうの朝ラジオで常岡病院の出火を聞きまして、私驚いたのです。最初は死人が四人ということだったのに、のど元過ぎれば熱さを忘れるなんてのんきなことを言つていられない。もつと真剣に考えてもらいたい。私が間違つているかどうか知りませんが、医療の元締めはおたくなんです。厚生省がよほどの決意をもつて指導し和十六年だと思います。十七年ころから発足したように仰せられておりますが、いまの富士帽子の前身、のぼり旗として登場したのです。昭和十六年だと思います。十七年ころから、市の要望があつて、伊丹市民の人々を診療することになり、病院と認めることになった病院で、九人も死んだだ

といふことは、私はよく知つておるものですから、どうしても得心がいかないのですから、どうしても得心がいかないのです。南向きの病院で、西東に並んでおって、玄関を入つたところも階段があるし、西側にも階段があるのですし、建物も高くなっています。二階で、窓から下に飛びおりてもけがをするような病院ではないのです。木造は木造なんですが、一たび火が出たら、火が出たということを知らせさえすれば、おそらく重症患者でない限りは、人手を借りて歩けるものなら逃げることができます。そこまで注意はいたしておりますので、ただ、遺憾ながら、注意を十分勧告いたしました。それが履行されていなかつたということは、実に遺憾なことでございますが、今後も処置をとつていただきたいと考えております。

○委員長(鈴木強君) 速記をとめてください。  
〔速記中止〕  
○委員長(鈴木強君) 速記を起こします。  
○藤原道子君 質疑に入ります前に、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案(衆議院送付)を議題といたします。

○政府委員(牛丸義留君) ただいまの資料の中の御質疑の点の第一点で、結局逆さになるんじゃないかという点でござますが、これの三十九年度見通しの資料は直ちにつくつてお手元に差し上げたいと思います。

○藤原道子君 いや、ほかのもこうして利率がばらばらであるというところに私たち不安を感じるわけなんです。ですから、それらは私もよく承知しておりますので、それらもあわせて提出をしていただきたい、こういうわけですね。据え置き期間もばらばらだ

○柳原秋夫君 関連の貸付け制度の利率の資料は、直ちにつくましまして御提出いたしたいと思います。

○政府委員(牛丸義留君) 大臣にお伺いしたいわけですが、この池田政府の所得倍増政策によりまして、確かに経済の成長も見られたわけでござりますが、巷間いわゆる各團体公庫とか事業団等の利

率から見ましても、非常にばらばらになつておる。こういう点で、お手元にような病院患者に対する病院側として、もうちゃんと調査も計画もおできましたことには、やはりこういう場合の準備に對つきまして納得のいきますような資料をぜひ提出してほしいと思います。

○政府委員(牛丸義留君) ただいまの御要求の資料は急いで提出いたしたいと思います。

○藤原道子君 この本法の審議中に出ますか。

○政府委員(牛丸義留君) ただいまの資料の中の御質疑の点の第一点で、結局逆さになるんじゃないかという点でござりますが、これの三十九年度見通しの資料は直ちにつくつてお手元に差し上げたいと思います。

○藤原道子君 その本法の審議中に出ますか。

○柳原秋夫君 さて私は相当手落ちがあつた、簡単な手落ちじゃないと思うのです。もちろん朝が早かつたということも原因です。どちらも、十分これはやかましく督励される必要があると思うのです。

○委員長(鈴木強君) 速記をとめてください。  
〔速記中止〕  
○委員長(鈴木強君) 速記を起します。

○藤原道子君 質疑に入ります前に、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案(衆議院送付)を議題といたします。

○政府委員(牛丸義留君) ただいまの資料の中の御質疑の点の第一点で、結局逆さになるんじゃないかという点でござりますが、これの三十九年度見通しの資料は直ちにつくつてお手元に差し上げたいと思います。

○藤原道子君 いや、ほかのもこうして利率がばらばらであるというところに私たち不安を感じるわけなんです。ですから、それらは私もよく承知しておりますので、それらもあわせて提出をしていただきたい、こういうわけですね。据え置き期間もばらばらだ

○柳原秋夫君 関連の貸付け制度の利率の資料は、直ちにつくましまして御提出いたしたいと思います。

○政府委員(牛丸義留君) 大臣にお伺いしたいわけですが、この池田政府の所得倍増政策によりまして、確かに経済の成長も見られたわけでござりますが、巷間いわゆる各團体公庫とか事業団等の利

し  
に足りないのでではないかといふうに  
思ふんですが、一体、厚生大臣とし  
て、これら社会福祉施設のいわゆる整  
備拡充というものについてどううよ  
うな方針をお持ちでござりますか、お  
伺いしたいと思います。

○國務大臣（小林武治君） これはほか  
の機会にも申し上げたのであります  
が、日本の社会福祉事業というもの  
は、戦争前までは国が手を出すといふこ  
とよりか、篤志家の篤志だけにたよつ  
てきたという沿革がありまして、その  
後、戦後初めて近代的な社会保障、あ  
るいは社会福祉といふものが始まつて  
きたのであります。そういうわけ  
で、その後も施設費といふものは政府  
が出すということよりか、民間でつ  
くつて政府が經營しており、その措  
置費を政府が出すという、こういうふ  
うな伝統的なやり方をしてきたのであ  
りまして、これがいい、あるいは悪い  
という、こういういろいろな批評があ  
ります。私どもは、もう少しやり方を  
ある程度改めて、国が施設費もある程  
度責任を持つ、こういうふうな態勢に  
これからいかなきやならないというふ  
うに思つておりますが、いまではそ  
こまでいっておらなかつた。この社会  
福祉事業振興会法にしましても、これ  
はまあ数年前に国会の議員提出でこれ  
ができたのだそうでありまして、この  
ほうは社会福祉法人のほうの改革とか  
整備とか、そういう手直しのほうの資  
金を貸す、新築等については、いま厚  
生年金のほうからある程度の金が出る  
と、こういうふうな二本立てになつて  
おります。それで、この社会福祉施設  
のやり方について、たとえば国有で設

費用がことしも一億だが、ふえました。するがと、こういふらないいろいろの考え方をあらためて検討しなきやならないときがいまきておると、こういうふうに思つております。で、こういう施設費、建築費そのものは、今までの伝統が民間でおつくりになる、そういうふうなものが受け継がれてきておるからしてこういう状態であるが、方向としては、私はこれをこれからあらためなければならぬと、こういふふうに考えております。

それから、いま藤原委員からお話を、いま六分五厘で借りて五分一厘で貸すということは、ただいまのことろ、政府出資金が八、九億もあるからして間に合う、それで逆さやは出ない。しかし、こういう借り入れが多くなれば当然逆さやは出るから、利子補給なり、あるいは政府出資をふやすことによってこの会がお話をような欠陥が出ないようにしたいと、こういうことを考えております。それから、いまお話の利率の問題は、たとえば医療金融公庫はこれは別でありますが、年金の事業団からの借り入れ、あるいはいまいま六分五厘で貸しておる類似のものはいまこの二つでやつておると、こういふことがあります。

書ちゃんとといつていいのです。しかも、三十七年の白書でそういうつておりながら、三十九年度の予算においても、あるいはいまの大臣の答弁においても、これから大体そういうふうにしていくのだということでは、私は、いま非常に経済が成長して、先ほど言つたように、非常にアンバランスが多いことの社会の中で、ますます問題が起きてくると思うのです。先ほど常岡病院の火災の問題がありましたけれども、私は、いまのままでいきますと、そういう施設の中でも、いつそういう火災が起きて身体の不自由者が焼死ぬか、あるいは老人が焼死ぬか、そういうことが起らぬとも限らぬのですから、もつと私は積極的な計画を持つて、年次別でもいいですから、やるべきだと思ひのですが、厚生省はこの老朽施設の改善について五ヵ年計画というものをすでに立てられていると思うのですが、それは一体どういうことになっておりますか。

そういう実施を三十八年度みでおります。それは老朽施設を五ヵ年で整備する第一年度に当たりまして、三十八年度は実施率を一六%と見て、坪数で九千三百坪程度になりますが、これはすでに実施を現在いたしておるわけですが、いります。来年度予算におきましては、その五ヵ年計画の第二年度いたしまして、実施率は一八%、坪数にいたしまして一万六百坪程度のものを予定をして、これも予算措置を二五億の内訳として計上し、それと見合に実施する予定でございます。そういたしまして、大体四十二年度までに緊急度の高い考査施設を、大体これは全部で五万八千坪くらいを予定しておりますが、完了する。これはこれとして実施しておるわけでございまして、いかし、さらに全体として考え直す時期にきてるといふ点は、先ほど大臣の御答弁のとおりでございます。

○柳岡秋夫君 その保安度の中には、いわゆる耐火構造と申しますか、いわゆる火災に対するそういうものも保安度の中に入るわけでございますが、  
○政府委員(牛丸義留君) 当然そういうものも入ります。  
○柳岡秋夫君 そこで、二十三年の十二月二十九日に、この福祉施設に働く職員の配置の最低基準、こういうものも出されておりますし、また、二十七年の六月二十五日には社会福祉審議会の意見も出されております。さらに、また、三十七年の七月二十三日には中央児童福祉審議会から中間報告も出されておるわけでございますが、こういうものに對して厚生省がおられてきた、いわゆるこれに對する措置ですか、そういうものについては現在どうなつておるか、お伺いをしておきたいと思います。

○政府委員(牛丸義留君) 最近の最低基準は、たゞいま柳岡先生御指摘のとおり、二十三年以來、各審議会の勧告なり検討に基づいてつくるてきておるわけであります。昨年社会福祉審議会の答申がございましたので、最近のものは、現在その答申に基づいて、実施の一一番新しい基準を最近検討しておられます。近くそれを実施に移したいと思つております。

○柳岡秋夫君 こういう最低基準が、現実に各福祉施設に行ってみますと、非常に数が少なく、守られていないと

Digitized by srujanika@gmail.com

いうことが実際にあるわけですね。この職員の労働条件等について、これは福祉施設の職員だけでなく、全般的にい人が足りないということで、非常に不足していると思うんですが、いわゆる地方公共団体、あるいは厚生省なり、こういう福祉施設の問題について、これは当然厚生省として責任があるわけだと思いますが、いわゆる一般的の私的の、民間の福祉施設の職員の基準の問題についてはどういうふうになつておりますか。この最低基準といふのは、おそらく地方公共団体等が運営するところの福祉施設の基準だというふうに思うんですが、民間の福祉施設のこの職員の配置基準というものについては、厚生省としてはどういうような指導をし、また、どういうように把握をしておられますか。

○政府委員(牛丸義留君) これは公私を問わず、私どもとしては同じ基準でやつておるわけだと思います。

○柳岡秋夫君 厚生省で今度法案の資料として出されました内容を見まして、それを基準にして事務費の支給を

する、そういうふうな仕組みになつておるわけでございます。

○柳岡秋夫君 厚生省で今度法案の資料として出されました内容を見まして、非常に融資の需要が

三十七年では、振興会が一応三十七年の貸し付け経費として計上した額に比

べますと、非常に申し込みが多くなつて、大体半分しか貸すことができな

い、こういうことがいわれておるわけです。したがつて、三十八年に至ります

して、大体その半分を加算すれば九億五千

の原資をもつてして、はたしてそういう借り入れの需要に満足して応じられる

のかどうか、そういう点をお伺いします。

○政府委員(牛丸義留君) 御指摘のよ

うに、借り入れの申し込みに対しまして貸し付けの比率は非常に現在のこと

ろ低いわけだと思います。その点は三十八年度におきましても多少よく

なつてきますけれども、大体比率は同じようなものでございます。したがい

まして、私どもとしましては、従来の

ような政府出資だけ資金のそういううつてきませんけれども、大体比率は同

じますので、借り入れ金の制度を今回

申しこみの需要に応ずるということに

なると、どうしてもこういう事態が生じますので、借り入れ金の制度を今回

提案したわけでありまして、そういう

う点は先生がおっしゃったような現象になつておるわけであります。

○阿具根登君 関連して、出資金だけでは非常に先行きが心配だから、今まで

は借り入れ金にするのだと、こういうことですが、いま資料を見てみます

と、三十八年度では大体一億五千万円

出資金を今度は減らしておるわけです

ね、これは一体どうしたことなんですか。出資金をわざわざ減らして、そ

して今度は借り入れ金をやるからいいじゃないか、ちつともそこに親切がないじゃないか、今までの出資金を減らさないで、出資金は出資金として、いまそのほかにまた債券なら債券、こ

ういふのを考えられるのならわかるけれども、政府の出資金を減らして借り入れ金をやるというのは、どちらも本末転倒ではないかと、こういふうに思

うのですが、いかがですか。

○政府委員(牛丸義留君) 年度別に見ると、確かにただいま阿具根委員の御

指摘のとおりになりますが、出資金の総額は、初年度の二十年度から累計い

たしまして、現在十億五千万ございま

す。そうして三十九年度の運用原資と

いうものは、これは償還金がございま

すので、これは借り入れを入れまし

て、大体六億五千万になる見込みでございまして、単年度だけでもいろいろ議論をすると、これは多いにこしたこと

はございませんけれども、いろいろと予算の最終段階で、出資金は一億、そ

れから、借り入れ金三億、そういうこ

とで最終的にきましたわけだと思います。そこで、大体六億五千万から十億にな

ります。なりますけれども、貸し付け

事さん申し上げたように、半数にも満

たないような貸し付け金になつていて

ます。金額から見ても一件数百万の金になつてきてる。そして、いま柳岡理

事さん申し上げたように、半数にも満

たないような貸し付け金になつていて

ます。だから、こういうことを

やつたならば、もつと政府としては、

出資金は出資金として考へるべきじゃ

ないですか。政府の出す腹は痛めない

ようにならざるを得ないのです。だから、

やつたというの、私は本末転倒だと思

うのです。

○國務大臣(小林武治君) これはいろいろ考え方がありますが、政府の出資

金というのは、やはりなかなかむずかしいのです。何とかして資金ワクをふや

すためにこういう方法を今度はつくつ

たので、それであれわれが、こととは、

いわゆる年金の特別融資ワクの中か

ら、二五%のワクの中からこういところに出資をするというのはおかしく

いと思うのです。そのほかのいわゆる純然たる資金運用部資金、ほかのワク

以外のところからそういう借り入れを

するならわかりますけれども、国民年

金の融資ワクの中にこれを含めておる

ということは、私は、大臣が、先般特別勘定をつくって、これは被保険者のものとして、これから運用について十

分検討していきたいという立場からしても、矛盾しているいるのじやないか、こういうふうに思うのですが、そういう点はいかがですか。

○國務大臣(小林武治君) これは、いまの厚生年金のはうは新築とか、あそこから直接出するものはそういうふうに限定されているわけです。このほうは改築とか、そういう対象が違うので、私がワクを大きくしたいというのは、これは別問題でございまして、とにかく振興会の貸し付けのワクをふやしたり、こういうことから出でているわけでありまして、ほかから持ってきたらいります。

○柳岡秋夫君 いまの答弁じゃよつと議論はできるのでありますて、できればわれわれもそろそろすべきだと思いまして、ほから持ってきてもらいたいじやないか、これはむんそりういふべきだと思いつています。

○國務大臣(小林武治君) お話をようく聞いて金についての考え方はどうな

うしてそなったのか、そういう点も明確でないし、また、国民年金の積み立て金についての考え方はどうなう一度ひとつ大臣のほうからお答え願いたい。

○政府委員(牛丸義留君) 私ども、当初の予算要求では別ワクで、いま柳岡先生おつしやつたよな趣旨で要求し申上げたよな結果になつたわけあります。

○柳岡秋夫君 ひとつ将来——将来といつてもいつのことかわかりませんが、来年度は、そういう基本的な立場からいえば、さつき逆さやの問題が出ます。

○柳岡秋夫君 一步譲つて、国民年金の積み立て金も広く国民の福祉施設に使うのだといふことは、そういうふうにしていいといふふうに一步譲つてあるわけです。

○柳岡秋夫君 いまは厚生年金のみ、二五%のワク内からそれをとると、それは一体どういふことか。いわゆる二五%の残余、あと七五%ですか、あるわけです。そのほうは厚生年金の積み立て還元融資なんかの問題、あるいはその他一般資金運用部資金の財投の支出計画がここにずっと出でていますけれども、そういう中には確かに年金積み立て金の特別勘定ですね、これが新聞記者発表の中で表明されたたった三億円といつては語弊があります。

○國務大臣(小林武治君) これは厚生省として、当然こういう法律が定されたとおりやられておらない。それから別ワクの中からできるだけ引き出すという強硬な対大蔵交渉をお願いしたく、こううふうに思います。

○柳岡秋夫君 そこで、これに連絡して、厚生大臣、年金積み立て金の特勘定ですね、この仕事しかやらないでいるのか、そういう点をお伺いしたい。

○政府委員(牛丸義留君) この二十三条の規定で業務の範囲が規定されています。もちろんそれ以外に、福祉事業に從事する職員の研修とか、その主たる業務は貸し付け業務でございま

でございます。第一項の事業と比べて、これは相当の事業の差があります

し、また、御指摘のように、職員の数も来年度四十名になりますが、現在三十八名ということと手も足りないよう

ころはそこまで手が伸びていかなかつた。結局二十九年の法制定以後貸し付ける業務をやり、それから三十六年に職員の退職共済制度ができまして、それが準備並びに施行の仕事で追われたという事情でございまして、これからも来年度四十名になりますが、現在三十八名ということと手も足りないよう

ころはそこまで手が伸びていかなかつた。結局二十九年の法制定以後貸し付ける業務をやり、それから三十六年に職員の退職共済制度ができますが、それが準備並びに施行の仕事で追われたといふふうな状況でございまして、これからも来年度四十名になりますが、現在三十八名ということと手も足りないよう

か、そういう点も明確でないので、もう一度ひとつ大臣のほうからお答え願いたい。

○國務大臣(小林武治君) お話をようく聞いて金についての考え方はどうなう一度ひとつ大臣のほうからお答え願いたい。

○柳岡秋夫君 いまの答弁じゃよつと議論はできるのでありますて、できればわれわれもそろそろすべきだと思いつています。

○柳岡秋夫君 一步譲つて、国民年金の積み立て金も広く国民の福祉施設に使うのだといふことは、そういうふうにしていいといふふうに一步譲つてあるわけです。そのほうは厚生年金のみ、二五%のワク内からそれをとると、それは一体どういふことか。いわゆる二五%の残余、あと七五%ですか、あるわけです。そのほうは厚生年金の積み立て還元融資なんかの問題、あるいはその他一般資金運用部資金の財投の支出計画がここにずっと出でていますけれども、この二五%のワク内からどんどん使われているわけですから、たった三億円といつては語弊があります。

○柳岡秋夫君 それでも、そういう中に、ほかの面へどんどん使われているわけですから、たった三億円といつては語弊があります。いわゆる二五%以外のところから三億円をどうして引き出さなかったか。そういうふうなものでなくて、いわゆるそのほかの項目といいますか、同じ資金運用部資金でも、そのほかの項目の中から三億円を借りた二五%というワクの中から三億円を少しない二五%の中からさらにとるところにやつたのかどうか。初めから

○國務大臣(小林武治君) 年金の積み立ての特殊性から、そういう姿であるべきだというのが私ども厚生省の考え方で、これを大蔵省と強く交渉する、

○柳岡秋夫君 ここで、これに連絡して、厚生大臣、年金積み立て金の特勘定ですね、この仕事しかやらないでいるのか、そういう点をお伺いしたい。

○政府委員(牛丸義留君) この二十三条の規定で業務の範囲が規定されています。もちろんそれ以外に、福祉事業に從事する職員の研修とか、その

主たる業務は貸し付け業務でございまして、これに専念してきたわけでございます。もちろんそれ以外に、福祉事業に從事する職員の研修とか、その

決意の表明がありましたから、それは

それで了承いたしましたが、現在、民間

の社会福祉施設として、これはいろいろな範囲が広うございますから、的確に把握できているかどうかわかりませんが、一応現在常識的に社会福祉施設として考えられる施設がどのくらいあって、そこに従事する職員は一体どのくらいおられるのか、わかりましたらお教え願いたい。

○政府委員(牛丸義留君) 三十九年の一月二十一日現在におきます施設の数は四千九百九十三、これは退職事業の適用を受けている事業に入っている施設の数は四千九百九十三施設ございまして、その職員は三万三千七百九十七人になっております。

○柳岡秋夫君 いまの共済制度に加入契約をしている施設の数、あるいは職員の数はそれわかるのですが、いわゆる契約をしていない施設数、あるいは職員数というのをわかりますか。

○政府委員(牛丸義留君) 対象になる数が同じ時点におきまして五千七百八十七ござります。したがいまして、契約をしている施設は、比率でいければ八六・二%ぐらいになります。それから、職員の数は、その施設の職員の全数で三万九千三百五十五名でござりますので、比率からいいますのでござりますので、比率からいいますと八五・八%がその中に入っているということござります。

○柳岡秋夫君 そういう対象施設数、あるいは人員がおつて現実に契約をしているのは八六・二%、また、人員にしても約六千人近くの未加入者があるということございますが、この未契約の施設はどういう原因で契約できないのか、それをお伺いしたい。

○政府委員(牛丸義留君) これは、この退職手当法といふものは、結局任意加入の制度でございますので、そういう

加入の制度でございますので、そういうう点で自己負担があるとか、そういうような一つの財政的な理由もございませんし、それから、非常に小さい面もございませんし、そういうことで、結局私どもとしては、なるべくこういう施設に入るよう懇意はいたしておりますが、現実としては十数%のものが実際に問題として加入していない、そういう状況でござります。

○柳岡秋夫君 こういうことで施設に働く人は、先ほどもちょっと申し上げましたように、身体障害者を扱い、非常勤の老人を扱い、子供を扱い、非常に一般的の職場の従業員と違った苦勞がかかるわけですね。したがって、それだけに、職員に対する待遇なり労働条件においても、十分考えてやらないと充分な保護ができないし、仕事ができない、人も来ないということにならぬかと思うのです。したがって、私は、任意加入にしているということは、やはり問題がないことは、やはり五人以下のところは、これはいま問題になつておりますが、しかし五人以上のところは強制的にこれを加入せしめてやつてあるといふことから考えて

も、私は、こういうところに働く職員こそ、もつと政府がめんどうみるなりとしている。この退職金のやはりめんどうをしているわけですね。これは予算の説明 부분みていく必要があるんじゃないかな。したがって、任意加入ということではなくて、ある程度強制力を持ってやつてあるといふことをから考えてやつてあるといふふうになっています。そこで、今度の予算を見てみると、福祉施設費として二十五億四千万円ですか、計上されているわけですね。これは予算の説明によりますと、単価が五万から五万五千、こういうことで計上されているようになりますが、これは一体どういふ施設の整備拡充、あるいは、いわゆる保安度一万点を基準にして、四千点以下のことろを全部解消していくんだ、こういうことござりますが、これは一体どういふ建物を想定してこの単価が出されたのか、そういう点をお伺いします。

○政府委員(牛丸義留君) これは建設単価というものは、毎年予算編成上は、

加入の制度でございますので、そういうう点で自己負担があるとか、そういうような一つの財政的な理由もございませんし、それから、非常に小さい面もございませんし、そういうことで、結局私どもとしては、なるべくこういう施設に入るよう懇意はいたしておりますが、現実はちょっとといまますならば職員の待遇改善としてそれが、現実としては十数%のものが実際に問題として加入していない、そういう状況でございます。

○政府委員(牛丸義留君) ひとついまの点につきましては、地方公共団体と申しますが、公的な福祉施設の職員は、それぞれの共済組合なり、あるいはその他に入っているわけですね。したがって、民間のこういう施設の職員が一部取り残されているということございま

すが、現実としては検討すべき事項だと思っております。

○柳岡秋夫君 ひとついまの点につきましては、地方公共団体と申しますが、将来の問題としては検討すべき事項だと思つております。

○柳岡秋夫君 この予算は、先ほど私が質問しました、いわゆる五カ年計画を遂行するために計上された予算でござりますか。

○國務大臣(小林武治君) これはほかのものにもみんな共通した問題ですが、二分の一補助のたて替えになつて、私どもは二分の一のつもりでやつておりますが、実際は二分の一にならない。三分の一、あるいはそれ以下であるといふ場合が実際問題としてあるといふことは否定できません。

○藤原道子君 関連。常識で考えて、もうこんな単価ではできませんよ。それがわかつていながら、あまりも、五万や五万五千円でできると思つるというふうな低い単価で押さえるといふことは、もうこんな単価ではできませんよ。それがわかつていながら、あまり

にもこりうう低い単価で押さえるといふところに問題があると思う。これはどちらなんですか。建設省と相談してきましたとおっしゃるけれども、建設省といふことになれば、また呼ばなければならぬことになるけれども、建設省では事実この単価でできるといふよう

なことには問題がありますから、そういう点でもひとつ十分検討されて、もしろんその中には公益質屋とか、そういうようなものも入つておりますし、老朽民営福祉施設の分もこの中に計上されていますが、その全体が二十五億四千万、こういうふうになつておるわけござります。そこで、今度の予算を見てみると、福祉施設費として二十五億四千万円ですか、計上されることは、まだ建設の技術に屬することございませんが、実際の問題といたしますは、一応きよの時点におきまして予算が成立しまして、いよいよ実行の段階になるわけでござりますが、実行の段階でただいま藤原委員の御指摘のよ

うな問題が出てくるわけでございます。したがいまして、予算単価は、三十八年度五万円のものが、三十九年度

は五万五千円、これはブロックの単価でございます。それで、今年三十九年度の実行として、それをどこまで修正するかということは、これはいろいろこれから話し合いになるわけでござりますが、参考までに三十八年の実行単価で申し上げますと、特別に必要なものは六万円といふ単価を認めるというような措置もとつておるわけでございまして、この点は、これから予算を行していく上で、一応予算上は五万五千円になつておりますけれども、個々の問題としてはそれよりも高い単価もある、こういうことでございます。

○藤原道子君 大臣が各方面に矛盾が出ておるということをおっしゃいました。だけれども、この矛盾を認めています。これまで過ぎずわけにはいかないと思ひます。これに対する大臣は将来どういうお考へを持っておいでになるか、御決意のほどを伺いたい。

○国務大臣(小林武治君) これはどうでも単価を改定しないことは毎年問題で、各省とも同じような問題が

あります。たつてもだめなんですか、くどいよう申しますが、参考までに三十八年の実行単価で申し上げますと、特別に必要なものは六万円といふ単価を認めるという

ような措置もとつておるわけでございまして、この点は、これから予算を行していく上で、一応予算上は五万五千円になつておりますけれども、個々の問題としてはそれよりも高い単価もある、こういうことでございます。

○國務大臣(小林武治君) これはどうでも単価を改定しないことは毎年問題で、各省とも同じような問題が起きております。まあこのほうは鉄筋コンクリートでないので、ブロックだからして、いま言ふように特別なあれで、六万円とか幾らとか、特別なあれをやればまあできるものもあると、こりういうことのようです。

○柳岡秋夫君 この二十五億という予算を執行することによって、先ほど局長も言われた三十九年度一八%ですか、これの整備がこの中でできる、借り入れと、両方で施設整備の一八%を三十九年度で実施するわけでござります。

○柳岡秋夫君 わかりました。そこで、この振興会が、先ほど融資の問題について、半數程度しか需要に応じられないからして、あと設計のときに坪数を減らすとか、あるいは自分の足し前を多く出すとか、こういうふうなこと今まで間に合せておりまして、ことによいまの学校問題なんか、当然小学校、中学校の補助金などもみんな同じような関係にあると、こういうことで、大蔵省がこれは統一的にやつておる。そうしてわれわれがいろいろ要求

するが、なかなかまだその域に達しない、これが実情であります。それで、今度の実行として、それをどこまで修正するかといふと、これはほんとうにうそみたいな単価ですからね、これでもつて各省が連絡して強力に大蔵省へ当たつてもだめなんですか、くどいようですけれども。

○柳岡秋夫君 まあ新築でなくして、修理、あるいは運営費といふような内容であるから十分であろう。まあこういふことでございますが、しかし、先ほど申し上げましたように、非常にこの老朽施設が各福祉施設にわたって出でまつておりますので、おそらくこういう施設は、もう新築同様に改善をしなければならない事態にきているのじゃないか。こういうふうに考えられます。したがつて、まあ最高七百万円くらいと考えられる。こういうこともお答えになりましたので、ひとつ限度額につきましても、この出資の増額と申しますが、資金の十分な確保によって十分その需要を満たすことができるようになりますと、この振興会のこの資料の中にも若干出しているようですが、貸し付けのその内容についてでござりますが、どういう施設が一番多く利用しておるかといふことです。そういう点はございませんが、どういうふうな措置を実情によつては講じておるわけでございます。

○柳岡秋夫君 わかりました。それで改をしてもう一ぺん借りかえをするところその他そういう問題が起くるわけではありませんが、これはたとえば契約の更改をして、今年度はそれよりも相当上回る整理をしていきたいと思いますが、振興会としていまこれから今年度貸し付ける原資といふものは現実にどのくらいあるのかといふことが一つ。それが

うちに、新築は考えておらないわけでございまして、まあ改修とか修繕とか、それから災害復旧の修理とか、それから事業の運営の資金とか、そういうものでございまして、現在まあ五百万を單位としておりますが、場合によつて七百万くらいまでこれは特別な基準として認めることもやつております。

○政府委員(牛丸義留君) 昭和三十七年度の資料がございますので、三十七年度の実績で第一の問題について申し上げますと、貸し付けの多い順から申しますと、児童福祉関係の保育所、養護施設等は、たとえば保育所は三十七年度全体の件数が百二十八件のうち、児童福祉施設で七十一件、そのうち養護施設が二十七件、保育所が二十二件、それから生活保護の保護施設は全体で三十二件、そのうち養老施設が十八件、こういうようのが大口でございます。そのほか身体障害者更生施設が九件、そういうのが大口でございます。そのほか身体障害者更生施設として、結局保護施設と児童福祉ではなくと占めておつて、あと数件が精薄者の授産施設、更生保護施設、公益質屋、そういうものに二件ないし三件が貸し付けられておる、こういうような実績でございます。

○政府委員(牛丸義留君) 第一の原資の点でございますが、三十九年度は政

府出資金が一億、それから、借り入れ金が三億、そのほかに、いままで貸し付けておりますものの償還金二億を予定しております。その合計六億を貸し付けの原資と予定しております。

○政府委員(牛丸義留君) 第一の原資の点でございますが、三十九年度は政

府出資金が一億、それから、借り入れ金が三億、そのほかに、いままで貸し付けておりますものの償還金二億を予定しております。その後局長のほうで老朽施設の五カ年計画整備の問題と関連しまして、この二十五億のほかに、年金福祉事業団ですか、そういう資金も入れてやつていくんだと、こういうことでございますが、補助金の二十五億はこへはつきり数字が出ておりますけれども、年金福祉事業団では幾ら三十九年度支出が予定されておるのか。それから、そのほかに何か金が出るようなどころがあれば、その他いろいろところから幾らこういう福音施設の新築、あるいは整備拡充のために予定をされておるのか、それをひとつお伺いして質問を終わらたいと思います。

が、これはたとえは共同募金の配分金とかそういうようなもの、あるいはその施設に対する補助金とか、そういうようなものが自己負担分の原資になる、そういうようなかつこうで全体をまかなくていくわけあります。

○柳岡秋夫君 恐縮ですが、もう一つ最後に伺いますが、一番最初、厚生大臣にこれからの社会福祉施設の問題についての方針をお伺いしたのですが、その方針に従って、三十九年度に厚生省として重点的にどういうような施設を考えておられるか、いわゆるあらゆる面でいま施設の不足はできまいつておるわけですが、新たに厚生省として、大臣のいわれた方針に従つて三十九年度どういう施設をどういう所につくつていくのか、大略でもけつこうですか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(小林武治君) まあ重点的に行なういは精神障害の対策と、それから病弱老人の收容所、いま老人ホームにはそういうものがない。すなわち、病気になれば非常に困るので、そういう病弱な者を入れるための特殊の施設をひとつ考へていきたい。それから、あとは、ただいまお話を老朽施設をひとつ改善したいと、こういうふなことを優先的に考へております。

○小平芳平君 先ほどの柳岡委員の質問に対するお答えですとわかっていますが、これで三十九年度の原資は六億円、それで三十七年度の申し込みが六億七千万ですか、これに対してもう三分の三億ほど、半分に満たない金額が貸し付けとなつておりますが、それでお伺いしたいのは、三十九年度はどう

のくらいの申し込みがあるか、その申し込みに対して六億では相当足りないかどうか。それから、特にそのワクと、それから幾ら幾ら借りたいといふ人に対して、それを査定するか何かして、相当減らして貸していると思うのです。それが、そういう点と、それから、申し込むには申し込んだけれども、半分くらいしか借りられないという人と、向として、だいぶこの傾向を見ていきますと、申し込んだ人はだいぶ借りられなくなつてきておるような気をするのですが、そういう見通しはいかがですか。

○政府委員(牛丸義留君) 三十九年度はこれから問題でございますが、一応三十八年度の私どもの予想を申し上げますと二百五十件で、大体貸し付け件数の比率が六五・八五、大体六六%くらいというふうに考へて、大体このような結果に三十八年度はなつておるわけでありまして、そろしますと、今度はいままでの貸し付け原資よりも、いままでの大体三十八年度が貸し付けもつと大きな比率になる。この点は相当緩和されるのではないかというふうに考へております。

○小平芳平君 申し込んだら七五%に削るわけですか。

○政府委員(牛丸義留君) これは事業量の数字でございます。

○小平芳平君 削る前の。

○政府委員(牛丸義留君) はい。○小平芳平君 そろすると、計画をしきらは一千円を計画して、そろしてその七五%だけ借りて、あと二五%は当然自己資金でやつっていくといったところになれば、来年はこういうふれども、これはどうしたつて、もう六万一千円ですか、これは七五%に削る前の数字なんですか。

○政府委員(牛丸義留君) これは府県を通じて申請がくるわけでございまして、申込みがくるわけでございまして、そういう各地の意見も聞いて査定するわけでございますが、結局緊要のものと決定いたしました。

○委員長(鈴木強君) 挙手総員と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて衆議院送付原案のとおり可決すべきです。

○柳岡秋夫君 私は、この際、本案に対する村帶決議案を提出したいと思います。先ほどから質疑の中で、この振興会のやはり任務の重要性も十分理解されるところでございまして、その貸付けにあたりました、十分な原資

付けて、あとは翌年回しといふことで、これは措置委託しておりますか

○國務大臣(小林武治君) 当然そうあります。

○委員長(鈴木強君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木強君) 速記を起こしてください。

○國務大臣(小林武治君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○國務大臣(小林武治君) それで、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もないようですが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(鈴木強君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○國務大臣(小林武治君) これより採決に入ります。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○國務大臣(小林武治君) このこととて損益金なしといふことになつて、これがどうしたつて、もう六分五厘で借りて五分一厘一毛ですか。これを貸し付けていくわけですね。とにかく、将来の逆ぎやといふように貸し付けておるわけですね。

○小平芳平君 それで、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もないようですが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

○國務大臣(小林武治君) それで、これより採決に入ります。

○委員長(鈴木強君) これは、先ほど申し上げたように、このまま押し進めなければ赤字が自然出づるなりつてしまふか。

○國務大臣(小林武治君) このこととの心配がなお私には解消できない。これに対してもどういう対策をお考えになつていらっしゃるか。

○小平芳平君 まさしく、将来の逆ぎやといふように貸し付けておるわけですね。それは、政府出資をふやすか、利子補給をます。出ないようになりますから、そういうのに出ます。出ないようになりますから、そういう措置をとらなければなりません。

○國務大臣(小林武治君) これは、政府出資をふやすか、利子補給をます。出ないようになりますから、そういうのに出ます。出ないようになりますから、そういう措置をとらなければなりません。

○柳岡秋夫君 私は、この際、本案に対する村帶決議案を提出したいと思います。先ほどから質疑の中で、この振興会のやはり任務の重要性も十分理解されるところでございまして、その貸付けにあたりました、十分な原資

がまだ確保されておらない。こういふ面からも、次のような附帯決議を提案したいと思うわけでござりますので、何とぞ御審議の上、御決議あらんことをお願いしたいと思います。

#### 附帯決議案

##### 附帯決議案

社会福祉事業振興会の健全な運営を図り、増大する需要に応ずるためには、政府は、今後更に本会に対する財政的助成に努めるべきである。

右決議する。

○委員長(鈴木強君) ただいま提出されました柳岡委員提案の附帯決議案を譲り受けたところ、その内容を以下でございます。

○委員長(鈴木強君) ただいま提出さ

れました柳岡委員提案の附帯決議案を譲り受けたところ、その内容を以下でございます。

○委員長(鈴木強君) たまに提出さ

れました柳岡委員提案の附帯決議案を譲り受けたところ、その内容を以下でございます。

○委員長(鈴木強君) たまに提出さ

れました柳岡委員提案の附帯決議案を譲り受けたところ、その内容を以下でございます。

○委員長(鈴木強君) たまに提出さ

れました柳岡委員提案の附帯決議案を譲り受けたところ、その内容を以下でござります。

委員の異動についてお知らせいたしました。

委員の異動についてお知らせいたしました。本日山下春江君が委員を辞任されまして、その補欠に谷村貞治君が選任されました。

任せられました。

これまで、その補欠に谷村貞治君が選任されました。

いうことで、その場所が必ずしも適正であるとは思わない。ことに陸軍と海軍と別々に設置したから、一つの場所に重複しておるようなものがある。こういうことで、私は、まあ一般論としては、ある程度これの統合等も考えてしかるべきだと思いますが、実際問題としてはなかなかこれはできません。

いま療養所等について考えておりますが、松嶺荘という療養所の一部を改止する法律案(衆議院送付)は、大都市等でもってきわめて近接して施設がある、大阪とか名古屋とか、東京とか。こういうものがありますので、さしつきこれら病院施設の能率をあげるためにも、近く近接しておられるようなものが理事者側から提案を入れます。質疑のある方は、どうぞ順次御発言を願います。

○柳岡秋夫君 昨年でしたか、医療法の一部改正がございました、いわゆる公的医療機関の規制並びに医療機関の適正配置というような面の改正がなされたわけだと思いますが、これに伴つて、厚生大臣も、特にこの医療機関の配置について、国立病院等の統合をいたしました。

○國務大臣(小林武治君) まことにござつともな決議でありますので、尊重して努力をいたします。

○委員長(鈴木強君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認め、さより決定いたします。

八時まで休憩いたします。

午後六時五十三分休憩

患者のベッドを統廃合によって少なくしていくとか、そういうような非常にうしろ向きな形での統廃合が行なわれていると、こういうふうになつておりまして。したがつて、各地でこの問題についての紛争が起きているわけです。

私どもの地元であります千葉におきましても、たとえばいまのところ小倉を得ておりますが、松嶺荘という療養所が一部一つの病棟を閉鎖すると、このようにななことが理事者側から提案をされて、しかも、その中にはいままで

いろいろなことがあります。それで、しかも、その中にはいままで

いろいろなことが理事者側から提案をされて、しかも、その中にはいままで

いろいろなことがあります。それで、しかも、その中にはいままで

答申についてどういうふうにこれを受けてと実施をしようとするのか、その点をひとつ。

○国務大臣(小林武治君) これは答申は、これから新規に公立、あるいは公的病院を設置する場合のことあります。既設のものについては、これをそのままに整理するとか、そういうふうな問題はありません。

○柳岡秋夫君 そうしますと、既設のものについては、先ほど大臣の言われた統廃合というような形での配置がえはあるにしても、そういう配置がえでやついくということで理解していいわけですね。

そこで、この前の医療法の一部改正の一つの趣旨は、無医地区ですね、お医者さんのない地域、あるいは僻地における住民に対して十分な医療を受けられるようになると、こういうふうな目的も医療法一部改正の中にはあったと思うのですが、この無医地区に対する対策、これはその後どういうふうにとられておりますか。

○国務大臣(小林武治君) 無医地区の問題は、いまだとも同じ医療を受けらるようになればつとむべきだと、こういうことで無医地区的解消ということを考えておりますし、無医地区には主として診療所を公立でつくってもらう、それに補助金を出すというふうな方法で、できるところはそういうこととでありますし、できないところは、やむを得ずいまのところ、たとえば診療車を出すとか、あるいは病人の輸送用のマイクロバスをやるとか、あるいは船をつくるとか、そういうふうなことをやつております。全国でも、実は国民健康保険の直営診療所というものが

二千数百ございますが、これはそれ

医者が従事することが非常に必要でございますが、何としても、いまのこと

ろ、医業といふものが自由業のため

に、これをわれわれが配置等を強制的にするということは、非常にこれは不

可能でありまして、何とかそういう山の中にも魅力があるというか、働きやすいようにすると、こういうふうな考え方をしなければなりませんで、いま一千數百あつても、実はその中で数百も現在医者がおらないと、こうじょうふうなどころも出でておるのであります。そこで、私たちとしては、いまはやむを得ないから、できるだけ町に親病院を置いて、その親病院から二月でも三月でもその診療所に行ってもらおうと、

こういうふうな方法をいま奨励をして、その向きのお手伝いをいましておる、こうじょうことであります。私は、やはり、たとえば経済的理由だけではありません。お医者さんは、やがて子供の教育等のために、たとい待遇がよくても山の中に行かない、こういうふうな問題もあり、また、国民健康保険としては、医者の手当と申しますか、報酬も払えない、こういうふうないろいろの問題も出てきておりますのであります。

さて、口に言いまするが、この無医村の解消ということは、われわれの努力によって思ひます。いろいろな面でござりますが、とにかく、年金事業団は、僻地における医療の万全を期すための計画として、三十九年度の予算、いま言われたよくな内容はどういう位置づけにあるのか、それをお伺いします。

○政府委員(大崎康君) 無医地区につきましては、人口、交通、経済事情等の諸条件の著しく悪い僻地につきまして、二百三十七カ所につきまして整備をいたしたわけですが、昭和三十八年度からは新しく第二次計画の目標というものを定めたわけでございまして、年金事業団は六分五

についてどういうふうな計画になつておるのか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(大崎康君) 働地医療対策費として三十九年度で計上いたしました額が一億七千九百七十万七千円でございます。その内訳は、僻地診療所に対する整備運営費の補助といたしまして一億三千六百七十二万七千円でござります。それから第二番目に、僻地患者の輸送車といいたしまして千百四十円、それから三番目には、特別僻地巡回診療車船といいたしまして二千六百五十二万円、それから、無歯科医地区の診療車いたしまして三百五十万円、その他、僻地巡回診療班の経費といたしまして若干を計上いたしております。

○政府委員(大崎康君) さようござります。そこで、この本改正案に関連してお伺いするわけでございましょうが、いわゆる医療機関、特に公的医療機関は、これはこの医療金融公庫とは直接関係がないと思いますが、私の意見は、やはり重要な国民の生命を守る、そういうものでございまして、ぜひとつ実現をはかれ、こういうことで、結論的に申せば、いわゆるべつど少ないよんなAの地区と申しますが、そういうところはひとつ次にあります。これらにかかる融資といふものについては、その条件をもつと容易に借りられるとか、あるいは十分利用ができるような条件にしなければいけないのじやないか、まあこういうふうに何とかいつたものをつくつておられることかと思いますが、それでございまして、年に少しずつ実現していくことになりますが、これがまあ大蔵省の問題であります。いろいろ話し合つた結果、それだけは一応お約束をいたしましたが、それでございましたよなかつこうになりますて、まだ六分五厘まではいきませんが、とにかく、あるものは七分まで持つていて、こういうような了解が成り立つたと申しますが、そういうものが実現するといふうちにこちらでも申し上げておいていいと思います。

○柳岡秋夫君 債還期限について、年金福利事業団との差異はどういうふうな点は改善をする余地がないものかどうか、そういう点をお伺いします。

○国務大臣(小林武治君) これはもうきましては、医療金融公庫と年金福利事業団に若干差がござります。それは事業団に若干差があります。それは事業団、あるいは建築物の様によつて違つわけだと思いますが、たとえば病院の新築の場合におきましては、医療金融公庫におきまして、耐火の場合は通常償還期限は二十年でございま

すが、計画数は百九十四カ所でござい

ほうは八分とか、あるいは七分とか、こうしたことである。これを何とか平たい、かように考えております。

○柳岡秋夫君 そうしますと、その計画の中で一応のそういう解消の方向がとられる、こういうふうに理解しているわけですね。

○柳岡秋夫君 お話を聞かせて、それで私ども、今回もそういうものはできるだけ、そのうちの三千九カ所の解消をはかりたい、かように考えております。しかし、三十九年度におきましては、そのうちの三千九カ所の解消をはかりたい、かのように考えております。

す。これに対しまして、年金福祉事業団におきましては、耐火は償還期限が二十五年でございます。その他ほかこれらと同様な若干の差があるわけござります。

○柳岡秋夫君 この年金福祉事業団は公的医療機関に対する融資をやつしているもので、いわゆる医療金融公庫が私的医療機関といふようになつてゐるところですが、公的医療機関のほうは、これは財政と申しましようか、資本力からいつてもそし配がないのではないかと思うのです。ところが、私的医療機関の場合は、これは民間ですから、たとえて言えば大企業と中小企業というような関係にもならうかと思ひます。いわゆる私の医療機関の場合は中小企業的な性格を持つものであります、したがつて、それだけに、公的医療機関に対する融資以上にそういう貸付け条件といふものを緩和をしがれども、どういう事情があつたのでありますかね。このほかに事情がある、こう言われたのですけれども、この医療金融公庫の原資を見ましても、大体厚生年金の還元融資、あるいは国民年金の特別融資、こういう中から出でてくると思うのですね、しかも、年金福祉事業団のほうは三十四億ぐらいのワクでござりますけれども、医療金融公庫のほうは四十三億もこういうワクをつくつてあるということになると、同じ積立金の中から出された金を、片方の公的医療機関に出す場合には条件がいい、いま説明がありましたように、条件が

悪いといふことは、どういうことですかね。

○國務大臣(小林武治君) これは金利

というものは私どもだけでかつてにできぬのですね、大蔵省とある程度横の連絡をとつてゐる。そして、いまの公庫がどうかと思ひます。常におかしいと思うのですけれども

悪いといふことは、どういふことでありますかね。大蔵省が横の権衡のために譲らなければ、このままに一步か數歩か前進した、こういうのではありません、これはもう柳岡委員会でもって論議の結果、近づけること一步か数歩か前進した、こういうおつしゃるとおり、私どもは主張し続けてきたが、力が足らず、これまでいかなかつた。ことしはある程度前進できるよう見通しができた、こういうことでござります。

○柳岡秋夫君 もう一つ、たとえば国庫の融資先はいわゆる医療機関であります。ほかの公庫と私は性格が全然違つて思ひます。いわゆるいままでの医療機関に対する融資以上にそういう貸付け条件といふものを緩和をしていかなくちやならないといふ思ひです。それに対して、先ほど大臣はいろいろな事情と言ひわたのですけれども、どういう事情があつたのですかね。このほかに事情がある、こう言ひましたけれども、この医療金融公庫はいわゆる医療機関でありますから、ほかの公庫と私は性格が全然違つておらない、僻地における住民も非常に恩恵を受けられない、こういうよ

うなことを考えられるぢやないです。大蔵省が横の権衡のために譲らなければ、このままに歩かずして、いまおつしゃるような理由からかりません。

○柳岡秋夫君 もう一つ、たとえば国庫等におきましては、個人とか、あるいは法人といふ区別なしにこれは貸し付けをしているわけでございますが、民金融公庫、あるいは中小企業金融公庫等におきましては、個人とか、ある三段階に分かれておるわけですが、そ

ういうことは、いわゆる年金福祉事業団が六分五厘から八分、九分と、こういう三段階に分かれておるわけですが、そこまでかかる率が非常に高い。しかも、無医地区もまだ相当解消しておらない、僻地における住民も非常に命を守る機関が非常な不足をしめておつて、これを適正に配置をして、そして全国民に平等な医療を受けさせることは、やはり方針を持っておられるわけですね。個人の場合は限度額幾

六分五厘から八分、九分と、こういう三段階に分かれておるわけですが、そ

ういうことは、いわゆる年金福祉事業団が六分五厘から八分、九分と、こういう三段階に分かれておるわけですが、そ

ういうことは、いわゆる年金福祉事業団が六分五厘から八分、九分と、こういう三段階に分かれておるわけですが、そ

ういうことは、いわゆる年金福祉事業団が六分五厘から八分、九分と、こういう三段階に分かれておるわけですが、そ

ういうことは、いわゆる年金福祉事業団が六分五厘から八分、九分と、こういう三段階に分かれておるわけですが、そ

ういうことは、いわゆる年金福祉事業団が六分五厘から八分、九分と、こういう三段階に分かれておるわけですが、そ

ういうことは、いわゆる年金福祉事業団のほうは三十四億ぐらいのワクでござりますけれども、医療金融公庫のほうは四十三億もこういうワクをつくつてあるということになると、同じ積立金の中から出された金を、片方の公的医療機関に出す場合には

条件がいい、こういうふうに思ひますが、いま説明がありましたように、条件が

悪いといふことは、どういふことですかね。だから、そういう面からの医療金融

公庫の持つ性格といふものは、他の公庫とは全然私は違う、そういうふうに思ひます。ですから、そういう面をやはり強調をされて、そしてこの貸

し付け条件の緩和をもつとはかるべきではないか、そういうやはり積極的な意欲を厚生省としては持つべきではないか、こういうふうに思ひます。しかしながら、その利差と申しますが、そういうもので運営されて

いるということになると、同じ積立金の中から出された金を、片方の公的医療機関に出す場合には条件がいい、いま説明がありましたように、条件が

悪いといふことは、どういふことですかね。だから、そういう面からの医療金融

公庫の運営費といふものは別ではなに、いわゆる出資したら出資を受けたかといふことでござりますが、こ

れは従来個人につきましては三千五百万円が一応の限度でござります。で、これはどういうふうにして差をつけます。したがいまして、法人につ

いては、個人の建てますものより

低いといふことになりますが、この点につきましては、多少問題

があります。しかし、この点につきましては、個人、法人別に限度額を達成するベッド数が通常の場合は多いわけでございます。したがいまして、法人につ

いては、個人の建てますものよりも限度額を多くいたしておるわけですが、これは平均的に見ますと、法人のつくる

病院が運営費といふものは別ではなに、いわゆる出資したら出資を受けたかといふことでござりますが、この点につきましては、多少問題

があります。しかし、この点につきましては、個人、法人別に限度額を達成するベッド数が通常の場合は多いわけでござります。したがいまして、法人につ

いては、個人の建てますものよりも限度額を多くいたしておるわけですが、これは平均的に見ますと、法人のつくる

病院が運営費といふものは別ではなに、いわゆる出資したら出資を受けたかといふことでござりますが、この点につきましては、多少問題

があります。しかし、この点につきましては、個人の建てますものよりも限度額を多くいたしておるわけですが、これは平均的に見ますと、法人のつくる

福祉事業団の利子である六分五厘との差があるわけでございます。それで、この差といふものは、元来、医療金融公庫が発足いたしましたときに中小企業金融公庫からいわば分かれたと申しますが、そういうふうな形になつておきました。一方、年金福祉事業団の年金は保険料の還付といふらな思想があります。しかしながら、いろいろの御指摘になつたよろな事情がございまして、この乙種増改築資金につきましても、これは年金福祉事業団と差がないようすべきじやないか、こういうふうなことでございまして、先ほど大臣から御答弁申し上げましたとおり、これは十分検討をいたしてみたいといふことにはございません。で、そこの他貸し付け限度額、あるいは償還期限、あるいは預貯金等につきましては、大いに御議論があつたわけでございます。

○藤原道子君 この償還期限ですが、こううものが助産所あたりになると十年以内、九年以内、八年以内と、こうう段階がついておるのであります。この助産施設なんかの、何といいますか、償還期限、それはどういうわけでこううふうな差をつけなければならぬですか。これは耐火建築が十年、ところが、甲種の大病院、これは十八年の償還期限ですね。そらすると、助産施設が約半分、十年以内、こううところに、私たちとは中小企業といふとおかしくないのじやないかと、こううことになんです。

○政府委員(大崎康君) 助産所につきましては、診療所とこれは合わせてあります。それで、これは貸し付け限度なり、あることは貸し付け限度額が、やはり病院などと違いまして、少ないのは、その対象とする貸し付け金額が、やはり病院などと違いまして、少ないと、いう事情からこのように定められてあるわけでございます。その当初におきましては確かに差があつたわけでござります。しかしながら、いろいろの御指摘になつたよろな事情がございまして、この乙種増改築資金につきましても、これは年金福祉事業団と差がないようすべきじやないか、こういうふうなことでございまして、先ほど大臣から御答弁申し上げましたとおり、これは十分検討をいたしてみたいといふことにはございません。で、そこの他貸し付け限度額、あるいは償還期限、あるいは預貯金等につきましては、大いに御議論があつたわけでございます。

○藤原道子君 金額が少ないといふことは企業によってでしよう。ベッド数とか何とかいうものの制限で少なくなっているんですね。それを支払う能

力といふものは、やはりそれだけに同じことになるんですよ。小企業の場合にはよけい苦しいのですよ。それだになぜ年限を短くしなければならないのか、貸し付けの金額によってとあなたのがんばりが少なくなるけれども、それを運営していく面においては、やはり小さなところは大きいところは大きくなりにくくなります。で、そこの柳岡委員の御質問のように、よけい苦労さんでしょ、小さいところは小さいなりに少なくなるけれども、それを運営していく面においては、やはり小さなところは小さいなりに、よけい苦労していると思う。だから、こううところも結局診療所と同じになすつたと言ふけれども、診療所だって、先ほどおっしゃった、金額といふものは、大きいくらいにたぶんややむを得ないのではないか、こううことはあることをお考へください。

○藤原道子君 私は、政府として診療所をふやしたり助産所をふやそうといふ意図がおありになるでしよう。しばしば私そういうふうな御質問を伺つておられます。そういうことになると、内は、ほかは二年、こううふうな差をつけるところにはたして僻地の医療面もそうだし、償還期限の問題もそうだし、さらに、据え置き期間も一年以内、ほかは二年、こううふうな差をつけるところにはたして僻地の医療対策であるとか、あるいは、また、大切な助産所施設等に対してもだけの意欲を持つておられるのかということをが疑わしくなるので御質問している。

○政府委員(大崎康君) 御指摘の点も確かにごどもつともな点がござりますが、私はいま御質問申し上げましたように、これはやはり金額が大きい場合には償還期限も長くなる、それから、公庫をつくった特殊性というものを考へたならば、何を極端に言つたらば医療金融公庫をつくる必要ないでありますよ。一のように、貸し付け額が少ないから償還期間は短かくする、そういう形は、そんならば何を極端に言つたらば医療金融公庫をつくった必要ないでありますよ。

○横山フク君 一番大きいのは金利なんです。要するに……。

○横山フク君 いや、金利も……。

○国務大臣(小林武治君) いや、通常の金融機関と違うのはですね……。

○横山フク君 大臣は先ほどから金利をおつしやるのであります。もちろん金利も低いにこしたことはないのです。しかし、年限といふものね、あれ医療金融公庫は建物なんですね。建物を建てて一年でもつてすぐ返還ができるような金利だけじゃない、償還期間が長くなかったら返せるものではないんです。金利だけじゃなく、償還期間のことを言っておるんだ、藤原先生のところを思つておるんだと思ふ。

○国務大臣(小林武治君) いまお話を聞けば、助産所というものに對しては年金事業団では融資対象にしておらぬ。かつては中小企業金融公庫だけです。これが一つの沿革であります。三年以内の期限であったそうであります。これが医療金融公庫において十年になつた、これは一つの沿革であります。お話をことごとくもと存じますので、続いて検討いたしたいと、こういふことでございます。

○横山フク君 そのかつての中小企業では三年だったのが十年になつたんだから、三倍になつたからいいというようなお話をなんですが、その十年といふのは、建物の耐火建築や何かでもつて普通に借りる場合は、たしか実際に貸しているのは六年になつていますよ。でありますから、それは規定はどうあらうと、実際に貸しているのは六年なんだし、そんなもんじゃ短いし、それじゃ中小企業のほうが三年だったから、今度は六年ならないといふのではやはり前進といふのをどうするかといふ問題で、ただ、教育程度だけじゃなくて、いろいろな施設、助産所によってやつて初めてそこに營業の道が開かれていくのだから、そのためには政治的に助産所をつくるような形に援助しなければいけないのだというふうなことをこの委員会で言われているのです。それでは、その道を開くためには最大限の方法を講ずるのはあたりまえのことなんだと私は思ひうんだ。それを中小企業がこうだったとか、年金事業団は融資の道がないのにこれだけ聞いてやつたんだからいいのだといふふうな形は当たらぬと思う。年金事業

団の問題は別として、個人企業の小さいものだから年金事業団の対象になるならぬの問題はあと問題として、少なくとも、医療金融公庫はほかのものであります。この助産所なんかの列とか何とかでなしに、これはもう少し年限を長くする……。

○国務大臣(小林武治君) いま私は沿革を申し上げて、これだけ延びてお承願いたいと思います。

○藤原道子君 私は、なぜ診療所、助産所の問題を特に最後になつて取り上げたかというと、僻地の診療所を育成しなければならない。当然國がやらなければならぬのに、力がなくておやりになれないのじやありませんか。だから、こういふことも貸し付けの対象としてこれをやる。さらに助産所でございますが、過日も予算委員会で御質問いたしましたように、結局助産所がいかに大切かということは私言へまでもないと思うのです。施設で生めないために、妊娠婦の死亡率なんか世界一じゃありませんか。こういふことに対しても、もっと厚生行政に真剣によつてやつて初めてそこに大企業の道が開かれていくのだから、そのためには政治的に助産所をつくるような形に援助しなければいけないのだといふふうなことをこの委員会で言われているのです。それでは、その道を開くためには最大限の方法を講ずるのはあたりまえのことなんだと私は思ひうんだ。それを

対策はこうだつたら、延びたからこどどなるのです。そういう心がまも、家を建てて、そこで病院なら何十なくとも、医療金融公庫はほかのものであります。この助産所なんかの列とか何とかでなしに、これはもう少し年限を長くする……。

○国務大臣(小林武治君) いま私は沿革を申し上げて、これだけ延びてお承願いたいと思います。

○藤原道子君 私は、なぜ診療所、助産所の問題を特に最後になつて取り上げたかというと、僻地の診療所を育成しなければならない。当然國がやらなければならぬのに、力がなくておやりになれないのじやありませんか。だから、こういふことも貸し付けの対象としてこれをやる。さらに助産所でございますが、過日も予算委員会で御質問いたしましたように、結局助産所がいかに大切かということは私言へまでもないと思うのです。施設で生めないために、妊娠婦の死亡率なんか世界一じゃありませんか。こういふことに対しても、もっと厚生行政に真剣によつてやつて初めてそこに大企業の道が開かれていくのだから、そのためには政治的に助産所をつくるような形に援助しなければいけないのだといふふうなことをこの委員会で言われているのです。それでは、その道を開くためには最大限の方法を講ずるのはあたりまえのことなんだと私は思ひうんだ。それを

ないので、今後検討すると、こういうことでござりますから、さよう御了承願いたいと思います。

○国務大臣(小林武治君) いま私は沿革を申し上げて、これだけ延びてお承願いたいと思います。

○藤原道子君 私は、なぜ診療所、助産所の問題を特に最後になつて取り上げたかというと、僻地の診療所を育成しなければならない。当然國がやらなければならぬのに、力がなくておやりになれないのじやありませんか。だから、こういふことも貸し付けの対象としてこれをやる。さらに助産所でございますが、過日も予算委員会で御質問いたしましたように、結局助産所がいかに大切かということは私言へまでもないと思うのです。施設で生めないために、妊娠婦の死亡率なんか世界一じゃありませんか。こういふことに対しても、もっと厚生行政に真剣によつてやつて初めてそこに大企業の道が開かれていくのだから、そのためには政治的に助産所をつくるような形に援助しなければいけないのだといふふうなことをこの委員会で言われているのです。それでは、その道を開くためには最大限の方法を講ずるのはあたりまえのことなんだと私は思ひうんだ。それを

対策はこうだつたら、延びたからこどどなるのです。そういう心がまも、家を建てて、そこで病院なら何十なくとも、医療金融公庫はほかのものであります。この助産所なんかの列とか何とかでなしに、これはもう少し年限を長くする……。

○柳岡秋夫君 最後に意見を申し上げます。御質問したいと思いますけれども、私どもしきうとが考えますと、現実にその地域なりで生活しなければならない。当然國がやらなければならぬのに、力がなくておやりになれないのじやありませんか。だから、こういふことも貸し付けの対象としてこれをやる。さらに助産所でござりますが、過日も予算委員会で御質問いたしましたように、結局助産所がいかに大切かということは私言へまでもないと思うのです。施設で生めないために、妊娠婦の死亡率なんか世界一じゃありませんか。こういふことに対しても、もっと厚生行政に真剣によつてやつて初めてそこに大企業の道が開かれていくのだから、そのためには政治的に助産所をつくるような形に援助しなければいけないのだといふふうなことをこの委員会で言われているのです。それでは、その道を開くためには最大限の方法を講ずるのはあたりまえのことなんだと私は思ひうんだ。それを

対策はこうだつたら、延びたからこどどなるのです。そういう心がまも、家を建てて、そこで病院なら何十なくとも、医療金融公庫はほかのものであります。この助産所なんかの列とか何とかでなしに、これはもう少し年限を長くする……。

○国務大臣(小林武治君) これは御承認のように、医者の開業については制限がありません。たとえば地域何メートル離れた、こういうふうなことは全然ありません。全く自由にまかされてしまいます。それで、御質問したいと思いますけれども、私どもしきうとが考えますと、現実にその地域なりで生活しなければならない。当然國がやらなければならぬのに、力がなくておやりになれないのじやありませんか。だから、こういふことも貸し付けの対象としてこれをやる。さらに助産所でござりますが、過日も予算委員会で御質問いたしましたように、結局助産所がいかに大切かということは私言へまでもないと思うのです。施設で生めないために、妊娠婦の死亡率なんか世界一じゃありませんか。こういふことに対しても、もっと厚生行政に真剣によつてやつて初めてそこに大企業の道が開かれていくのだから、そのためには政治的に助産所をつくるような形に援助しなければいけないのだといふふうなことをこの委員会で言われているのです。それでは、その道を開くためには最大限の方法を講ずるのはあたりまえのことなんだと私は思ひうんだ。それを

対策はこうだつたら、延びたからこどどなるのです。そういう心がまも、家を建てて、そこで病院なら何十なくとも、医療金融公庫はほかのものであります。この助産所なんかの列とか何とかでなしに、これはもう少し年限を長くする……。

○柳岡秋夫君 最後に意見を申し上げます。御質問したいと思います。

○国務大臣(小林武治君) これは御承認のように、医者の開業については制限がありません。たとえば地域何メートル離れた、こういうふうなことは全然ありません。全く自由にまかされます。それで、御質問したいと思います。

○藤原道子君 もう私やめますけれども、もう答弁要りません。





二、学歴が不足する部分は、関係免許

所有者には免除すること。

三、経験年数は、特例試験日において

五箇年とすること。

四、身体障害者、特に全盲者に対する

欠格事由の取扱いに關しては、イギリスの例にならうこと。

理学療法士及び作業療法士の成立に伴

い、マッサージ師に補習教育を行な

い、金員に対してもPTへの道を開くこ

とは、現在PT・OTの資格を有する

者が存しないわが国にあつて、リハビ

リテーションの実をあげる第一歩であ

り、更に幅広い進展を計るための第一

条件である。

第一二八四号 昭和三十九年三月十

七日受理 母子福祉法制定に關する請願

請願者 山口県光市島田 秋本

カツノ

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じ

である。

第一二八五号 昭和三十九年三月十

七日受理 消費生活協同組合の育成強化並びに物

価値上げ抑制等に關する請願

請願者 広島県大竹市大竹町栄

町三二二大竹生活協同組合

組合理事長 新田忠望

外二百八十二名

この請願の趣旨は、第二六九号と同じ

である。

第一三〇〇号 昭和三十九年三月十

八日受理

進行性筋筋症児に關する請願  
紹介議員 村上 義一君  
請願者 東京都中野区新井町四  
ノ二十四 德田篤俊外四  
十一名

進行性筋筋症児を集結収容し、治療  
に専念できるようにするため、小児麻  
ひ、肺結核、がん、しほ不自由者等に  
対すると同様専門の研究機関、患者收  
容施設等を設置せられたとの請願。

進行性筋筋症は、おむね四、五才

の幼年時に発病する者が多いが、現在

の医学では、その原因と治療法が発見

されていないため、同症患者は、ほど

こ手術がないとして傍観的放任状態に

見送られている実情であり、同症に侵

ら年若しくして一生を終つてゐるのが現

状である。

成長教育期に、十数年あるいは、それ

以上に及ぶ苦しい闘病生活を続けなが

ら年若しくして一生を終つてゐるのが現

状である。

第一三〇一号 昭和三十九年三月十

八日受理 動員軍徒犠牲者援護に關する請願

請願者 広島県安芸郡海田町東

海田八五九 佐々木寿

紹介議員 天坊 裕彦君

この請願の趣旨は、第六五三号と同じ

である。

第一三一二号 昭和三十九年三月十

八日受理 駐留軍労働者の雇用安定に關する請願

請願者 横浜市南区大岡町一、

一〇九 金子京子外八

紹介議員 小宮市太郎君  
百四十七名

駐留軍労働者の雇用安定のため、左記

事項を実現せられたいとの請願。

一、現在発出されている人員整理計画

は政府が救済措置を講ずるまで延期

すること。

二、退職手当の増額と制度を改正する

特別法を制定すること。

三、駐留軍労働者の雇用安定をはかる

こと。

四、特別給付金を大幅に増額すること。

五、雇用奨励金の適用および就職促進

手当を支給し駐留軍離職者の雇用拡

大をはかること。

駐留軍労働者は、安保条約・駐留協定

によつて國が雇用主となり、米軍基地

内に労務を提供する労働者で米軍の撤

退、移動並びに機構の改革、縮小ある

いは予算削減等の理由によつて、いつ

でも離職を余儀なくされるきわめて不

安定な条件下におかれている。すでに

昭和二十五年以降今月までに約二十四

万人の労働者が失職せしめられてお

り、しかもこれら失業者に対する政府

の施策はきわめて不十分である。

昭和二十五年以降今月までに約二十四

万人の労働者が失職せしめられてお

り、しかもこれら失業者に対する政府

の施策はきわめて不十分である。

昭和二十五年以降今月までに約二十四

万人の労働者が失職せしめられてお

り、しかもこれら失業者に対する政府

の施策はきわめて不十分である。

七、病状の特殊性を考慮し、傷害福祉

年金受給範囲を拡大し、あわせて盲

人級の新設、外国人不自由者の待遇

改善を行なうこと。

八日受理 第一三二四号 昭和三十九年三月十

八日受理 第一三二三号 昭和三十九年三月十

第三二五号 昭和三十九年三月十

八日受理

身体障害者の義務雇用、安全就業及び

最低賃金制実施に関する請願

請願者 東京都港区麻布本村町

一四 花田政国外八千  
六百名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一三二四号と同じである。

第一三二六号 昭和三十九年三月十

八日受理

身体障害者の義務雇用、安全就業及び

最低賃金制実施に関する請願

請願者 岡山県小田郡矢掛町字

内八四〇 有安茂外一  
万一千八十名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一三三四号と同じである。

第三二八号 昭和三十九年三月三十日  
委員会に左の案件を付託された。  
一、最低賃金法案(衆)

最低賃金法案  
(この法律の目的)

第一条 この法律は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二

十一条第二項の規定に基づき、労働者の最低賃金に関する事項を定めることを目的とする。

(最低賃金額の決定の基準)

第二条 最低賃金額は、必要な計費(労働者が人たるに値する生活を確保するため必要な諸品目及びその数量を基礎として算出された

経費をいう。以下同じ。)、一般賃金水準その他の事情を考慮して、定めるべきものとする。

(一般最低賃金額の決定)

第三条 すべての労働者の最低賃金額は、中央最低賃金委員会が決定する。

2 前項の最低賃金額は、基本たる賃金(職務、能力、経験等を基準として定められる賃金であつて、中央最低賃金委員会規則で定めるもの)をいう。(以下同じ。)が月、週、日又は時間によつて定められる労働者について、それぞれ月、週、日又は時間によつて定めるものとする。

3 中央最低賃金委員会は、労働基準法第四十条の規定によつて同法第三十二条の労働時間に関する規定について別段の定めのなされた同法第四十条第一項の事業に使用されている労働者の最低賃金額については、第一項に規定する最低賃金額を下らない金額で、別に決定することができる。

4 第二条の規定によつて同法第三十二条の労働時間に関する規定について別段の定めのなされた同法第四十条第一項の事業に使用されている労働者の最低賃金額については、第一項に規定する最低賃金額を下らない金額で、別に決定することができる。

(出来高払制等の場合)

第五条 出来高払制その他の請負制で使用される労働者についてのこの法律及び労働基準法の適用については、その者の基本たる賃金が時間によつて定められているものとみなす。

第六条 労働基準法第二十八条第一項の規定の適用については、次の各号に掲げるものは、賃金に算入しない。

1 労働基準法第二十四条第二項ただし書に規定する賃金

2 所定労働日以外の日の労働又は所定労働日における所定労働時間とこえる時間の労働に対する割増賃金

3 第一条に規定する深夜の労働に対する割増賃金

4 基本たる賃金が月、週、日又は時間によつて定められている労働者が、基本たる賃金以外の賃金(前項各号に掲げる賃金を除く。)(基本たる賃金が特殊な期間を基礎としている場合)

5 基本たる賃金がそれぞれ一箇月、一週、一日又は一時間を迎える月、週、日又は時間によつて定められている労働者についてのこの法律及び労働基準法の適用については、それぞれ、月、週、日又は時間によつて、当該基本たる賃金額をその基礎となつた期間の月数、週数、日数又は時間数をもつて除して得た金額をもつて、その者の基本たる賃金が定められる。

6 第二十八条第一項の規定により再審議を求められたときは、その最低賃金額について再審議を求めることができる。

7 中央最低賃金委員会は、前項の規定により再審議を求められたときは、当該通知があつた日から起算して一箇月以内に中央最低賃金委員会に対し、理由を附して再審議を求めることができる。

8 中央最低賃金委員会は、前項の規定により再審議を求められたときは、その最低賃金額について再び決定又は改正の決定をしなければならない。

9 第一項及び第二項の規定は、前項の規定により中央最低賃金委員会が再び決定又は改正の決定をし

(一般最低賃金額の改正)

第七条 中央最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、六箇月に少なくとも一回、第三条に規定する最低賃金額が適当であるかどうかについて審議を行ない、適当でないと認めたときは、その金額の改正の決定をしなければならない。

第八条 中央最低賃金委員会は、第六条第一項各号に掲げる賃金を除く。以下の規定により調査した必要生計費が、第三条に規定する最低賃金額の基礎となつた必要生計費に比して、当該基礎となつた必要生計費の百分の三以上増加し又は減少しているときは、これに応じて当該最低賃金額の改正の決定をしなければならない。

(労働大臣の再審議の請求)

第九条 中央最低賃金委員会は、第六条第一項各号に掲げる賃金を除く。以下の規定により同一産業の事業場で使用される労働者の大部分が賃金(第六条第一項各号に掲げる賃金を除く。)の同一産業の事業場で使用される労働者の賃金が、第三条に規定する最低賃金額を含む二以上の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合に類について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額をこえる額で、その一定の地域の労働者の全部についての最低賃金を決定することができる。

10 第九条中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

11 第十条中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

12 第十一条中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

13 第十二条中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

14 第十三条中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

15 第十四条中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

16 第十五条中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

17 第十六条中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

18 第十七条中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

19 第十八条中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

20 第十九条中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

21 第二十条中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

22 第二十一条中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

23 第二十二条中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

24 第二十三条中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

25 第二十四条中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

26 第二十五条中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

27 第二十六条中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

28 第二十七条中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

最低賃金委員会に、異議を申し出ることができる。

3 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第一項の規定による公示の日から起算して一箇月を経過するまでは、前条を決定をすることができない。

4 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、当該最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一箇年の範囲内の期間を限つて猶予し、又はその期間最低賃金額について別段の定めをすることができる。

(労働協約に基づく地域的産業別最低賃金の改正等)

第十二条 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第九条に規定する最低賃金について、その決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができる。

2 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第九条に規定する最低賃金が著しく不適当となると認めるときは、その最低賃金の改正又は廃止の決定をすることができる。

(労働協約に基づく地域的産業別最低賃金の効力の存続)

第十三条 第九条に規定する最低賃金の基礎となつた労働協約の変更又は消滅は、当該最低賃金の効力に影響を及ぼすものではない。

(公示及び発効)

第十四条 労働省に、この法律の規定によりその権限に属させられた事務を行なうため、使用者を代表する第三条又は第七条の規定による最

低賃金額の決定又は改正の決定をした場合において、第八条第二項の規定による労働大臣の再審議の申出がなかつたとき、又は同条第三項の規定による最低賃金額の決定又は改正の決定をしたときは、直ちにこれを公示しなければならない。

2 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第九条又は第十一条の規定による最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をしたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、当該決定した事項を公示しなければならない。

3 第三条、第七条若しくは第八条第三項の規定による最低賃金額の決定及び改正の決定又は第九条若しくは第十一條の規定による最低賃金の決定及び改正の決定は、第一項又は前項の規定による公示の日から起算して一箇月を経過した日後起算して一箇月を経過した日後であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日から、同条の規定による最低賃金の廃止の決定は、同項の規定によつて当該決定において別に定める日(公示の日であるときは、その日)から、同条の規定による最低賃金額の効力の存続)

第十二条 第九条に規定する最低賃金の基礎となつた労働協約の変更又は消滅は、当該最低賃金の効力に影響を及ぼすものではない。

(労働協約に基づく地域的産業別最低賃金の効力の存続)

第十三条 第九条の規定による最

する委員(以下「使用者委員」といいう)、労働者を代表する委員(以下「労働者委員」という)及び公益金委員会を置く。

2 最低賃金委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の各金委員会及び地方最低賃金委員会とする。

3 地方最低賃金委員会は各都道府県に置き、その名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 中央最低賃金委員会は、使用者委員及び労働者委員各十五人並びに公益委員五人をもつて組織し、地方最低賃金委員会は、使用者委員及び労働者委員各十人並びに公益委員三人をもつて組織する。

5 使用者委員は、使用者の団体が政令の定めるところにより推薦した者について、労働者委員は、労働組合が政令の定めるところにより推薦した者について、公益委員は、使用者委員及び労働者委員の同意を得て、労働大臣が任命する。

6 最低賃金委員会の委員は、非常勤とする。

7 最低賃金委員会に会長を置く。  
8 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

9 会長は、最低賃金委員会の会務を総理する。

10 最低賃金委員会に関する事務を処理させるため、最低賃金委員会に事務局を置く。

11 前項の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

12 この法律に規定するものは、か、最低賃金委員会に関して必要な事項は、政令で定める。

(会議)

2 最低賃金委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の各過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 第三条、第七条又は第八条第三項の規定による最低賃金額の決定及び改正の決定並びに第九条又は第十一條の規定による最低賃金の決定、改正の決定及び廃止の決定は、出席委員の全員の一一致で決する。

4 前項に規定する決定をするに当たつては、まず使用者委員と労働者委員とがその協議を尽くし、公益委員は兩者の意見に十分な考慮を払いながら適正な決定に到達するよう努めるものとする。

(必要生計費等の調査及び公表)

第十六条 中央最低賃金委員会は、

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(規則制定権)

第十八条 中央最低賃金委員会は、この法律及びこの法律に基づく政令で定めるもののほか、最低賃金委員会が行なう手続その他事務処理に關し必要な事項について、中央最低賃金委員会規則を定めることができる。

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)は、廃止する。(労働基準法の一部改正)

3 労働基準法の一部を次のように改正する。

(最低賃金法の廃止)

2 第一百三十七号)は、廃止する。

3 第百十二条及び第一百十三条において同じ。」を加える。

第十二条 第二十七条から第三十一条までを次のよう改める。

第十九条 削除

第二十八条 使用者は、最低賃金額に達しない賃金で労働者を使用してはならない。ただし、最低賃金法第九条の規定による最低賃金に別段の定めがある場合を除き、次の場合においては、この限りでない。

一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低位な者について、行政官庁の認定を受けた場合

二 労働者の都合により所定労働時間に満たない時間の労働をした場合

三 所定労働時間の特に短い者について、行政官庁の許可を受けた場合

四 労働者が満十五歳に満たない児童である場合

前項の最低賃金に関する限りでは、この法律に定めるものほか、別に法律で定める。

(合理的な賃金体系の確立とその公正な運用)

第二十九条 労働関係の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応する合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。

第三十条及び第三十一条 削除

第一百四条中「第二十六条」の下に、「第二十八条第一項」を加える。  
第一百九条第一号中「第二十二条规定」の下に、「第二十八条第一項」を加える。

第一百二十二条第一号中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

(従前の行為に対する罰則の適用)

二項の規定による廃止前の最低賃金法の規定に違反する行為及び附則第三項の規定による改正前の労働基準法第二十七条の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家公務員の給与についての立法措置)

五 労働基準法第二十八条の改正規定及び本則の規定の適用のない國家公務員の給与については、すみやかに、本則の趣旨に適合した立法措置が講ぜられなければならない。

(国会議員法の一部改正)

六 国会議員法(昭和二十二年法律第八十五条)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第一百三十七号)」を「最低賃金法(昭和三十九年法律第二百六十二号)」に改める。

(船員法の一部改正)

第七条第一項を次のように改正する。

第五十九条を次のように改める。

(最低報酬)

第五十九条 給料その他の報酬の最低基準に関する限りでは、最低賃金法(昭和三十九年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。

これに基づく命令を含む。)は適用せず、別に法律で定める。

8 (国家公務員法の一部改正)

九 (国家行政組織法(昭和二十三年法律第一百二十号)の一部を次のように改正する。

第十号)」に改める。

(国家行政組織法(昭和二十三年法律第一百二十号)の一部を次のように改正する。

九 (国家行政組織法(昭和二十三年法律第一百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の労働省の項中「公共企業体等労働委員会」を「最低賃金委員会」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

十 運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十三号を次のように改める。

二十三 削除

第二十五条第一項第四号の二及び第四十条第一項第十三号の二を削る。

第五十七条中、「労働組合法(昭和二十四年法律第一百七十九号)及び最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)」を「及び労働組合法(昭和二十四年法律第一百七十九号)」に改める。

第五十九条を次のように改める。

(労働省設置法の一部改正)

十一 労働省設置法(昭和二十四年法律第一百六十二号)の一部を次のように改正する。

三百三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、生活保護法の一部を改正する法律案(衆)

二、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(衆)

三、生活保護法の一部を改正する法律案

第八条第一項第六号の四を削る。

第九条第一項第十一号中「最低賃金法(昭和三十四年法律第一百三十七号)」を「最低賃金法(昭和三十九年法律第二百六十二号)」に改める。

第十号)」に改める。

第十五条第一項及び第十七条第一項中、「じん肺法(これに基づく命令を含む)及び最低賃金法(これに基づく命令を含む)」を「及びじん肺法(これに基づく命令を含む)」に改める。

第十六条第一項中「公共企業体等労働委員会」を「最低賃金委員会」に改め、同条に次の一項を加える。

4 最低賃金委員会の組織、所掌事務及び権限は、最低賃金法(これに基づく命令を含む)の定めるところによる。

第十二条の表中「公共企業体等労働委員会」二二八人」を「最低賃金委員会」二二八人」を「公共企業体等労働委員会」二二八人」に改める。

4 最低賃金委員会の組織、所掌事務及び権限は、最低賃金法(これに基づく命令を含む)の定めるところによる。

第十四条法律第一百三十七号)」を「最低賃金法(昭和三十九年法律第二百六十五号)」に改める。

14 (自衛隊法の一部改正)

第百八条中「最低賃金法(昭和三十四年法律第一百三十七号)」を「最低賃金法(昭和三十九年法律第二百六十五号)」に改める。

第十五条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第一百三十七号)」を「最低賃金法(昭和三十九年法律第二百六十五号)」に改める。

14 (自衛隊法の一部改正)

第百八条中「最低賃金法(昭和三十四年法律第一百三十七号)」を「最低賃金法(昭和三十九年法律第二百六十五号)」に改める。

第十二条の表中「公共企業体等労働委員会」二二八人」を「最低賃金委員会」二二八人」に改める。

第十三条の表中「公共企業体等労働委員会」二二八人」を「最低賃金委員会」二二八人」に改める。

計二四、六三七人」に改める。

第十四条法律第一百三十七号)」を「最低賃金法(昭和三十九年法律第二百七十四号)」に改める。

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、生活保護法の一部を改正する法律案(衆)

二、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(衆)

三、生活保護法の一部を改正する法律案

第十二条を「最低賃金法(昭和三十九年法律第一百三十七号)」に改める。

中央最低賃金審議会又は都道府県労働基準局長を「中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会」に改め、同項後段を削る。

(地方公務員の一部改正)

第百八条第一項中「最低賃金法(昭和二十六年法律第一百二十号)」を「最低賃金法(昭和三十九年法律第一百二十号)」に改める。

第十五条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第一百三十七号)」を「最低賃金法(昭和三十九年法律第一百三十七号)」に改める。

第十六条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第一百三十七号)」を「最低賃金法(昭和三十九年法律第一百三十七号)」に改める。

第十七条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第一百三十七号)」を「最低賃金法(昭和三十九年法律第一百三十七号)」に改める。

第十八条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第一百三十七号)」を「最低賃金法(昭和三十九年法律第一百三十七号)」に改める。

第十九条第一項中「最低賃金法(昭和三十九年法律第一百三十七号)」を「最低賃金法(昭和三十九年法律第一百三十七号)」に改める。

第十二条の表中「公共企業体等労働委員会」二二八人」を「最低賃金委員会」二二八人」に改める。

第十三条の表中「公共企業体等労働委員会」二二八人」を「最低賃金委員会」二二八人」に改める。

計二四、六三七人」に改める。

第十四条法律第一百三十七号)」を「最低賃金法(昭和三十九年法律第二百七十四号)」に改める。

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、生活保護法の一部を改正する法律案(衆)

二、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(衆)

三、生活保護法の一部を改正する法律案

## 生活保護法の一部を改正する法律

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 生活保障法

目次中「第二章 保護の原則（第七条—第十条）」を「第二章の二 生活保障審議会（第七条—第十条）」に改める。

即（第七条—第十条）

務者の扶養及び他の法律に定める」を「他の法律に定める國又は地方公共団体の」に改める。

第七条中「その扶養義務者又は

その他の」を「又はその」に改める。

第八条第一項中「基準」の下に「以下この条において「保護の基準」という。」を加え、同条第二項中「前項の

基準」を「保護の基準」に改め、「世帯構成別」を削り、同条に次の三項を加える。

3 厚生大臣は、保護の基準を定め、又は改正しようとするとときは、あらかじめ、生活保障審議会の意見をきかなければならない。

この場合において、その意見により難いと認めるときは、厚生大臣は、理由を附して、生活保障審議会に再審議を求めるべきである。

4 生活保障審議会は、毎年、少なくとも一回、保護の基準が適当であるかどうかについて、厚生大臣に報告しなければならない。保護費その他の事情の変化により保護の基準を変更する必要があると認めるとときは、その報告にあわせて、適当な勧告をしなければならない。

5 厚生大臣は、前項後段の勧告を受けたときは、必要な措置を講じなければならぬ。

第六条の次に次の二条を加える。

2 第二章の二 生活保障審議会（設置及び権限）

第十条の二 厚生省に、附屬機関として、生活保障審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、第八条第三項及び第四項に定めるもののほか、厚生大臣の諮問に応じ、この法律の施行及び調査審議する。

3 審議会は、この法律の施行及び改正に關し必要と認められる重要な事項について、関係行政機関に意見を申し出ることができる。

4 第一条に規定する委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 内閣総理大臣は、第一項に規定する委員が心身の故障のため職務を執行することができないと認められる場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。

第六条の二 保護は、要保護者の自立の助長に資するため、要保護者が勤労によつて収入を得た場合に、政令の定めるところにより、

年法律第八十九号）に定める扶養義

その収入の全部又は一部は、前条

第一項に規定するその者の金銭又は物品に含まれないものとして

行なうことができるものとする。

第九条中「その個人又は世帯の実際の必要性」に改める。

第十条を次のように改める。

（保護の単位）

第十条 保護は、個人を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。ただし、夫婦又は十六歳未満の者及びその父母が同一の世帯に属する場合には、これらの者を一の単位として定めることができ

る。

第十条の五 内閣総理大臣は、前条第六号に掲げる委員を任命しようとするときは、あらかじめ、兩議院の同意を得なければならない。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得なければならないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかるらず、同項に規定する委員を任命することができる。

3 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

（委員）

第十条の六 審議会に会長一人を置き、委員が第十条の四第六号に掲げる委員の中から選舉する。

2 会長は、会務を總理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（事務局）

第十条の七 審議会の事務を處理させるため、審議会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

（会員）

第十条の八 この章に定めるもののはか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第十二条から第十八条まで中「困难のため」を削る。

4 第二十四条第三項ただし書を削り、同条第四項中「三十日」を「十四日」に改め、同条第六項中「要保護者に対する扶養義務者の有無、資産状況その他」を削る。

5 第十九条中「又は実施」を「若しくは実施又は第七十七条の規定による費用の徴収」に改める。

第六条の三 国務行政機関は、審議会から答申、勧告又は意見の申出があつたときは、これを尊重しなければならない。

（組織）

第十条の四 審議会は、次に掲げる者について内閣総理大臣が任命す

る委員十三人をもつて、組織する。

1 大蔵事務次官

2 文部事務次官

3 厚生事務次官

4 労働事務次官

5 自治事務次官

6 学識経験のある者

6 委員は、非常勤とする。（会長）

第十条の六 審議会に会長一人を置き、委員が第十条の四第六号に掲げる委員の中から選舉する。

2 会長は、会務を總理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（事務局）

第十条の七 審議会の事務を處理させるため、審議会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

（会員）

第十条の八 この章に定めるもののはか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第十二条から第十八条まで中「困難のため」を削る。

4 第二十四条第三項ただし書を削り、同条第四項中「三十日」を「十四日」に改め、同条第六項中「要保護者に対する扶養義務者の有無、資産状況その他」を削る。

5 第十九条中「又は実施」を「若しくは実施又は第七十七条の規定による費用の徴収」に改める。

第六条の三 国務行政機関は、審議会から答申、勧告又は意見の申出があつたときは、これを尊重しなければならない。

（組織）

第十条の四 審議会は、次に掲げる者について内閣総理大臣が任命す

第三十八条第六項中「の世帯」を削る。  
第六十一条中「世帯の構成」を「第十条の規定による単位の人員構成」に改める。  
第六十五条の次に次の二条を加える。

(生活保障審査会による審理)

第六十五条の二 前条第一項に規定する審査請求についての裁決は、厚生大臣にあつては中央生活保障審査会の、都道府県知事にあつては地方生活保障審査会の議決を経て、行なわなければならない。

第六十六条第二項中「前条第一項」を「第六十五条第一項及び前条」に、「同項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九章の次に次の二章を加える。

第九章の二 生活保障審査会  
(設置及び権限)

第六十九条の二 厚生省に、附屬機関として、中央生活保障審査会(以下「中央審査会」という。)を置く。

2 都道府県に、地方生活保障審査会(以下「地方審査会」という。)を置く。

3 中央審査会及び地方審査会は、第六十五条の二(中央審査会については第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により議決する機関とする。

(中央審査会)

第六十九条の三 中央審査会は、次に掲げる者について厚生大臣が任命する委員十一人をもつて、組織する。

1 關係行政機関の職員 五人

## 二 学識経験のある者 六人

## 三 在任中の委員は、次の各

号の一に該当する場合を除いて

は、在任中、その意に反して罷免

されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の

宣告を受けたとき。

## 二 禁錮以上の刑に処せられたと

き。

## 三 中央審査会により、心身の故

障のため職務の執行ができない

と認められたとき、又は職務上

の義務違反その他委員たるに適

しない非行があると認められた

とき。

## 四 厚生大臣は、第一項に規定する

委員が前項各号の一に該当すると

きは、その委員を罷免しなければ

ならない。

## 五 委員は、非常勤とする。

## 六 第六十九条の五 中央審査会に、会長一人を置く。

## 七 会長は、委員が第六十九条の三

第二号に掲げる委員の中から選挙する。

## 八 第六十九条の六 中央審査会の庶務

(地方審査会)

## 九 第六十九条の七 地方審査会は、次に掲げる者について都道府県知事

が任命する委員十三人をもつて、組織する。

## 十 第六十九条の三 中央審査会は、次に掲げる者について厚生大臣が任命する委員十一人をもつて、組織する。

## 十一 第六十九条の三 生活保障審議会

(中央審査会)

## 十二 第六十九条の三 生活保障審議会

(地方審査会)

## 十三 第六十九条の三 生活保障審議会

(中央審査会)

## 十四 第六十九条の三 生活保障審議会

(地方審査会)

## 十五 第六十九条の三 生活保障審議会

(中央審査会)

## 十六 第六十九条の三 生活保障審議会

(地方審査会)

## 十七 第六十九条の三 生活保障審議会

(中央審査会)

## 十八 第六十九条の三 生活保障審議会

(中央審査会)

## 一 關係地方公共団体の職員

## 二 学識経験のある者 六人

## 三 在任中の委員は、次の各

号の一に該当する場合を除いて

は、在任中、その意に反して罷免

されることがない。

## 一 禁治産、準禁治産又は破産の

宣告を受けたとき。

## 二 禁錮以上の刑に処せられたと

き。

## 三 中央審査会により、心身の故

障のため職務の執行ができない

と認められたとき、又は職務上

の義務違反その他委員たるに適

しない非行があると認められた

とき。

## 四 厚生大臣は、この法律の施行

(前項本文の規定による施行をい

う。以下この項において同じ。)前

においても、この法律の施行に伴

い必要となる保護の基準の改正に

ついて、第八条第三項の改正規定

の例によりその手続をとることが

できる。

## 五 第十二条第五号中「生活困窮者」

を「最低限度の生活を維持するこ

とができない者」に改め、同号の

## 六 第十二条第五号中「生活困窮者」

を「厚生大臣」とあるのは

〔第六十九条の七第一項第二号に掲げる委員〕と、第六十九条の四

第三項中「厚生大臣」とあるのは

〔都道府県知事〕と読み替えるもの

とする。

## (出頭、報告等)

## 第六十九条の八 中央審査会及び地

方審査会は、その事務を行なうた

めに必要があるときは、当事者又

は関係人に對して、出頭を求め、

又は報告若しくは必要な帳簿書類

の提出を求めることができる。

## (政令への委任)

## 第六十九条の九 この章に定めるも

ののほか、中央審査会及び地方審

査会に関し必要な事項は、政令で

定める。

(生活保障審議会に係る部分に限る。)、附則第三項中同法第三十八条の表の改正規定、附則第四項の規定及び附則第五項中社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第十条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(事前措置)

2 厚生大臣は、この法律の施行(前項本文の規定による施行をいいう。以下この項において同じ。)前ににおいても、この法律の施行に伴い必要となる保護の基準の改正について、第八条第三項の改正規定の例によりその手続をとることができる。

3 厚生省設置法の一部改正する。第五条第五十二条の三中「生活保護法」を「生活保障法」に改め、同号の規定を改正する。

4 第十二条第五号中「生活困窮者」を「最低限度の生活を維持することができる者」に改め、同号の規定を改正する。

5 第十二条第五号中「厚生大臣」とあるのは〔第六十九条の七第一項第二号に掲げる委員〕と、第六十九条の四第三項中「厚生大臣」とあるのは〔都道府県知事〕と読み替えるものとする。

6 第十二条第五号中「生活困窮者」を「厚生大臣」とあるのは〔第六十九条の七第一項第一号に掲げる委員〕と、第六十九条の四第三項中「生活困窮者」を「生活保護法」を「生活保障法」に改める。

7 第十二条第五号中「社会福祉事業法の一部改正」の規定を適用する被保護者を「生活保護法による被保護者」に改める。

8 第十二条第五号中「社会福祉事業法の一部を次のよう

第十七条第三項、第十九条、第一

二十条及び第三十四条第四項第一号中「生活保護法」を「生活保障法」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

6 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のよう改める。

第十六条第一号中「生活保険法」を

「生活保障法」に、「世帯(その保護者を停止されている世帯を除く。)に属する者」を「者(その保護を停止されている者を除く。)」に改める。

(国民年金法の一部改正)

7 国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)の一部を次のよう改める。

第八十九条第二号中「生活保護法」を「生活保障法」に改める。

第九十条第一項第一号の次に次の二号を加える。

一の二 被保険者又は被保険者の世帯員であつて被保険者の配偶者若しくは十六歳未満の子が生活保障法による生活扶助以外の扶助を受けるとき。

第九十条第一項第二号中「生活保護法による生活扶助以外の扶助又は」を削り、「によるこれに」を「により生活保障法による生活扶助以外の扶助に」改める。

(他の法律の一部改正)

8 次に掲げる法律の規定中「生活保護法」を「生活保障法」に改める。

第一登録税法(明治二十九年法律第二十七号)

一 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)

二 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)

三 児童福祉法(昭和二十一年法律第五百六十四号)

四 社会保険医療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)

五 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)

六 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

七 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)

八 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)

九 入場税法(昭和二十八年法律第二百十四号)

十 入場料特別措置法(昭和二十九年法律第二百六十号)

十一 学校給食法(昭和三十一年法律第四十号)

十二 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第五十六号)

十三 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)

十四 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)

十五 社会福祉事業等の施設に関する措置法(昭和三十三年法律第一百四十二号)

十六 国税徵收法(昭和三十四年法律第一百四十七号)

十七 日本学校安全会法(昭和三十四年法律第一百九十八号)

十八 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)

十九 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百五十五号)

二十 濟甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第二百五十号)

二十一 老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)

二十二 老人福祉法(昭和三十九年法律第二百一十九号)

二十三 老人福祉法(昭和四十一年法律第二百五十五号)

二十四 老人福祉法(昭和四十年法律第二百五十五号)

二十五 老人福祉法(昭和四十年法律第二百五十五号)

二十六 老人福祉法(昭和四十年法律第二百五十五号)

二十七 老人福祉法(昭和四十年法律第二百五十五号)

二十八 老人福祉法(昭和四十年法律第二百五十五号)

二十九 老人福祉法(昭和四十年法律第二百五十五号)

三十 老人福祉法(昭和四十年法律第二百五十五号)

三十一 老人福祉法(昭和四十年法律第二百五十五号)

三十二 老人福祉法(昭和四十年法律第二百五十五号)

三十三 老人福祉法(昭和四十年法律第二百五十五号)

三十四 老人福祉法(昭和四十年法律第二百五十五号)

三十五 老人福祉法(昭和四十年法律第二百五十五号)

三十六 老人福祉法(昭和四十年法律第二百五十五号)

三十七 老人福祉法(昭和四十年法律第二百五十五号)

三十八 老人福祉法(昭和四十年法律第二百五十五号)

第十条第三項中「七十八日分以上」を「六十日分以上」に改め、同項にたゞし書として次のよう加える。

ただし、当該はじめて療養の給付を受けた日がはじめて被保険者手帳の交付を受けた日から起算して二箇月を経過しない日であるときは、その被保険者について、当該はじめて療養の給付を受ける日前に通算して十四日分以上の保険料が納付されていることをもつて

引き続きその生れた子を育てないときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、育児手当金の支給に準用する。

第十六条の五第一項中「分娩」を「分娩」に、「日以後二十一日」を「日前四十二日以内、分娩の日以後四十二日」に改め、同条第二項中「分娩」を「分娩」に改め、同条第三項中「前条」を「第十六条の四」に改める。

第十七条第二項及び第五項中「百分の五十」を「百分の七十二」に改める。

第十七条の二第二項中「七十八日分以上」を「六十日分以上」に改める。

第十七条の二第二項中「分娩費として三千円」に改め、同条第二項中「配偶者分娩費及び育児手当金」に、「配偶者分娩費及び育児手当金」を「分娩費」として「三千円」に改め、同条第三項中「二十二日」を「六箇月(厚生大臣の指定する疾病に関しては、一年六箇月)」に改める。

第十六条の三第三項中「七十八日分以上」を「六十日分以上」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、被保険者に対し、育児手当金として二千円を支給する。ただし、分娩後引き続いだその生れた子を育てないと

は、この限りでない。

第十七条の四第一項第二号中「七十八日分以上」を「六十日分以上」に改める。

第十八条の二第一項第一項中「分娩費」に改め、同条第一項中「分娩費」に改め、「分娩費」を「分娩費」として「三千円」を「分娩費」に改め、同号の次に次の二号を加える。

2 前項の場合においては、被保険者に対し、育児手当金として二千円を支給する。ただし、分娩後引き続いだその生れた子を育てないと

は、この限りでない。

第十七条の四第一項第二号中「七十八日分以上」を「六十日分以上」に改める。

第十八条の二第一項第一項中「分娩費」に改め、「分娩費」を「分娩費」として「三千円」を「分娩費」に改め、同条第一項中「分娩費」を「分娩費」として「三千円」に改め、同号の次に次の二号を加える。

2 前項の場合においては、被保険者に対し、育児手当金として二千円を支給する。ただし、分娩後引き続いだその生れた子を育てないと

は、この限りでない。

第十八条の二第一項第一項中「分娩費」に改め、「分娩費」を「分娩費」として「三千円」に改め、同号の次に次の二号を加える。

2 前項の場合においては、被保険者に対し、育児手当金として二千円を支給する。ただし、分娩後引き続いだその生れた子を育てないと

は、この限りでない。

第十七条の六後段中「百分の五十」を「百分の七十」に改める。

第十七条の七中「分べん費若しくは出産手当金を「分娩費、出産手当金」に、「若しくは配偶者分べん費」を「配偶者分娩費、育児手当金」に改める。

第十八条第一項中「分べん費」を「分娩費、育児手当金」に、「分べん費」を「分娩費、育児手当金」に改め、同条第二項中「若しくは分べん費」を「分娩費若しくは育児手当金」に、「分べん費」を「分娩費、育児手当金」に改め、同条第三項中「又は配偶者分娩費又は育児手当金」に、「分べん費」を「分娩費若しくは育児手当金」に改め、同条第三項中「又は配偶者分娩費」を「分娩費若しくは育児手当金」に、「分べん費」を「分娩費若しくは育児手当金」に改め、同条第五項中「分べん費」を「分娩費、育児手当金」に、「分べん費」を「分娩費若しくは育児手当金」に改める。

第二十一条第一項中「分べん」を「分娩」に改める。

第二十八条第二項中「百分の三十五」を「百分の七十五」に改める。

第四章の次に次の二章を加える。

#### 第四章の一 認可による被保険者に関する特例

(認可による被保険者)

第三十七条の二 第六条の規定により被保険者となる日雇労働者以外の日雇労働者は、次の各号に該当する場合においては、日雇労働者例について、この章の定めるところによる。

- 1 哀生大臣は、第一項第二号の認可を受けた労働組合(以下「認可組合」という。)が次の各号の一に該当する場合には、当該認可を取り消すことができる。
- 2 哀生大臣は、第一項第二号の認可を受けた労働組合(以下「認可組合」という。)が次の各号の一に該当する場合には、当該認可を取り消すことができる。
- 3 哀生大臣は、第一項第二号の認可を受けた労働組合(以下「認可組合」という。)が次の各号の一に該当する場合には、当該認可を取り消すことができる。
- 4 哀生大臣は、第一項第二号の認可を受けた労働組合(以下「認可組合」という。)が次の各号の一に該当する場合には、当該認可を取り消すことができる。

- 1 組合員の四分の三以上の同意を得て認可の取消しを申請したとき。
- 2 組合員が四人以下となつたとき。
- 3 保険料の納付を怠り、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 4 前項に規定するもののほか、第一項第二号の認可及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

#### (保険料に関する特例)

第三十七条の三 認可組合の組合員である被保険者に係る日雇労働者

第三十七条の四 認可組合は、第三十三条第二項の規定にかかるわざ、当該被保険者の負担とする。第三十七条の四 認可組合は、第三十三条第一項の規定にかかるわざ、当該被保険者が使用される日ごとにとあるのは「使用される日」に、当該被保険

者が負担する保険料を、当該被保険者に代わって納付しなければならない。

認可組合が前項の規定によりその組合員である被保険者に係る保険料を納付したときは、当該被保険者は、厚生省令の定めるところにより、当該保険料に相当する額を当該認可組合に償還しなければならない。

#### (適用関係)

第三十七条の五 同一人が、一日に所(以下この条において「適用事業所」という。)に使用され、及び適用事業所以外のものに使用された場合においては、その者は、適用事業所以外のものに使用されなかつたものとして、この法律の規定を適用する。

#### (讀替え規定)

第三十七条の六 第二十五条の二第二項、第三十一条第二項から第四項まで、第三十二条、第三十三条第一項及び第二項、第四十四条並びに第四十七条第一項の規定の適用については、それぞれ、次の各号の定めるところによる。

- 1 第二十五条の二第二項中「事業主が」とあるのは「第三十七条の二第三項に規定する認可組合」と、「第三十一条」とあるのは「第三十七条の四第一項」と読み替えるものとする。
- 2 第三十二条第一項中「事業主」とあるのは「第三十七条の二第三項に規定する認可組合」と、「第三十一条」とあるのは「第三十七条の四第一項」と読み替えるものとする。
- 3 第三十三条第一項中「事業主」とあるのは「第三十七条の二第三項に規定する認可組合」と、「第三十一条」とあるのは「第三十七条の四第一項」と読み替えるものとする。
- 4 第三十四条中「被保険者を使用する事業主」とあるのは、「第三十七条の二第三項に規定する認可組合」と読み替えるものとする。
- 5 第三十五条の二第二項中「事業主が」とあるのは「第三十七条の二第三項に規定する認可組合」と読み替えるものとする。
- 6 第三十六条第一項中「被保険者を使用する事業主」とあるのは、「第三十七条の二第三項に規定する認可組合」と読み替えるものとする。

#### (施行期日)

1 この法律は、昭和三十九年五月一日から施行し、この法律による改正後の日雇労働者健康保険法(以下「新法」という。)第二十八条第二項の規定は、同年四月一日から適用する。

#### (保険給付に関する経過措置)

2 新法第十四条(新法第十七条第五項において準用する場合を含む。)及び第十七条の五第二項の規定は、被保険者(被保険者であつた者を含む。以下同じ。)又は被扶養者の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病であつて、この法律の施行の日において療養の給付又は家族療養費若しくは特別療養費の支給の開始の日から起算し

險者その他の関係人」と読み替えるものとする。

第五十一条中「第三十一条第一項」の下に「若しくは第三十七条の四第一項」を加える。

2 法人でない団体の代表者、管理人、使用人その他の従業者が、その団体の業務に関しても、第五十一条又は第五十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、各本条の罰金刑を科する。

3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定を準用する。

三 第三十二条中「事業主は、その事業所ごとに」とあるのは「第三十七条の二第三項に規定する認可組合が」とある。

四 第三十三条第一項中「事業主」とあるのは「第三十七条の二第三項に規定する認可組合が」とある。「第三十一条」とあるのは「第三十七条の二第三項に規定する認可組合が」とある。「第三十一条」とあるのは「第三十七条の四第一項」と、「第三十七条の四第一項」とあるのは「事業主」とあるのは「当該認可組合」と、同条第二項中「事業主」とあるのは「第三十七条の二第三項に規定する認可組合」と、「第三十一条」とあるのは「第三十七条の四第一項」と読み替えるものとする。

五 第三十四条中「被保険者を使用する事業主」とあるのは、「第三十七条の二第三項に規定する認可組合」と読み替えるものとする。

六 第三十五条の二第二項中「事業主が」とあるのは「第三十七条の二第三項に規定する認可組合」と読み替えるものとする。

2 新法第十四条(新法第十七条第五項において準用する場合を含む。)及び第十七条の五第二項の規定は、被保険者(被保険者であつた者を含む。以下同じ。)又は被扶養者の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病であつて、この法律の施行の日において療養の給付又は家族療養費若しくは特別療

て五年を経過していないものについて、この法律の施行後に行なわれる療養の給付又はこの法律の施行後に行なわれる療養に係る家族療養費若しくは特別療養費の支給についても適用があるものとする。

3 新法第十六条の二第三項の規定は、この法律の施行前に開始された療養の給付に係る療養のためこの法律の施行後において労務に服することができない場合についても、適用があるものとする。

4 被保険者又は被扶養者である配偶者のこの法律の施行前の分娩に係る分娩費又は配偶者分娩費の支給については、なお従前の例による。

5 新法第十六条の五第一項の規定は、この法律の施行の日前四十一日以内に被保険者が分娩し、この法律の施行後において労務に服さない場合についても、適用があるものとする。この場合においては、同項中「分娩の日前四十二日以内、分娩の日以後四十二日以内」とあるのは、「分娩の日以後四十二日以内」と読み替えるものとする。

6 この法律の施行の日から起算して四十二日以内に分娩した被保険者に対する新法第十六条の五第一項の規定の適用については、同項中「分娩の日前四十二日以内」とあるのは、「分娩の日の前日から日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第号）の施行の日までの間」と読み替えるものとする。

7 この法律の施行前に行なわれた療養に係る家族療養費又は特別療

養費の支給については、なお従前の例による。

（国庫負担に関する経過規定）

8 昭和三十八年度以前の国庫の負担については、なお従前の例によ

る。（健康保険法の一部改正）

9 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十五条ノ五中「又ハ配偶者分娩費」を、「配偶者分娩費又ハ育児手当金」に、「若ハ分娩費」を「分娩費若ハ育児手当金」に改める。（船員保険法の一部改正）

10 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五十六条ノ五中「配偶者分娩費」の下に「育児手当金」を、「分娩費」の下に「育児手当金」に、「若ハ分娩費」を「分娩費若ハ育児手当金」に改める。（地方公務員共済組合法の一部改正）

第六十五条中「配偶者出産費」の下に「育児手当金」を加え、「分娩費」を「分娩費、育児手当金」に改める。

13 地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十七条中「配偶者出産費」の下に「育児手当金」を加え、「分娩費」を「分娩費、育児手当金」に改める。

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、  
初年度約七十四億円の見込みである。

11 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五十八条の次に次の一号を加える。

五十八条の二 日雇労働者をもつて組織する労働組合の組合員全部を包括して日雇労働者健康保険の被保険者とすることについて認可する」と。  
（国家公務員共済組合法の一部改正）

12 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百一十八号）の一部を次のように改正する。

昭和三十九年四月九日印刷

昭和三十九年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局